

別府市環境基本計画

The Environment Master Plan of the BEPPU CITY

(第2次)

The Second



自然・湯けむり・おもてなしが築く

環境みらい都市・別府

平成 23 年 3 月

別 府 市



はじめに

本市は、由布・鶴見火山群の山体とその裾野を取り巻く火山性高原を背後地として、緩やかに傾斜した扇状地が広々とした別府湾の湾奥部に流れ込んでおり、昼夜問わず湧き出る温泉は世界でも有数のものとして広く知られています。このような優れた自然環境を活かして、本市を訪れた多くの人に喜んでもらえるような心遣いも大切にしています。このおもてなしの心を「住んでよし、訪れてよし」の ONSEN ツーリズムの精神につなげて、泉都別府のまちづくりに全市を挙げて取り組んでいます。

一方、日本全体に目を移せば、近年の市場経済の停滞や雇用の不安定が大きな社会問題となっている中、前時代の大量生産・大量消費・大量廃棄と言った経済活動から脱却できず、未だ日本全体で環境に対する負荷が増大しています。その結果、日本だけでなく、地球上では異常気象、鉱物資源の枯渇、水資源の減少、生物種の絶滅速度の増大など、様々な地球環境問題が発生しています。

このような地球環境問題や本市の環境に柔軟に対応していくためには、このたび策定しました第2次環境基本計画が重要な意味を持ってきます。更なる環境の保全を目指すとともに、10年後の本市の環境を見据えて成果目標値を新たに設定し「環境目標達成プラン」として本計画を支えるしくみも作ったところでもあります。自然と共生できる、環境への負荷の少ない循環型社会の実現を目指して、この環境基本計画を基に「住んでよし、訪れてよし」の環境みらい都市・別府のまちづくりを進めていきたいと思えます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました別府市環境保全審議会委員の皆様をはじめ、アンケート等を通じて貴重なご意見、ご提言をいただきました多くの市民の皆様にご心からお礼を申し上げます。

平成23年3月

別府市長 浜田 博

～ 目 次 ～

第1章 環境基本計画の基本的な考え方

1-1 環境基本計画の考え方	1
1-2 環境基本計画の推進体制	3

第2章 別府市の環境の現状と環境像

2-1 社会環境の現状	5
2-2 自然環境の現状	14
2-3 生活環境の現状	18
2-4 環境保全活動の現状	25
2-5 別府市の環境に関するアンケート	26
2-6 別府市の望ましい環境像	29

第3章 望ましい環境像の実現に向けての取り組み

3-1 環境施策体系	30
3-2 市の取り組む施策	31
3-3 市民の取り組む環境配慮指針	44
3-4 事業者の取り組む環境配慮指針	48

《 資料編 》

資料1. 別府市環境基本計画の推進組織	54
資料2. 第2次別府市環境基本計画の答申書	58
資料3. 用語解説	61

《 別府市民憲章 》	裏表紙
------------------	-----

第1章 環境基本計画の基本的な考え方

1-1. 環境基本計画の考え方

1. 計画の目的

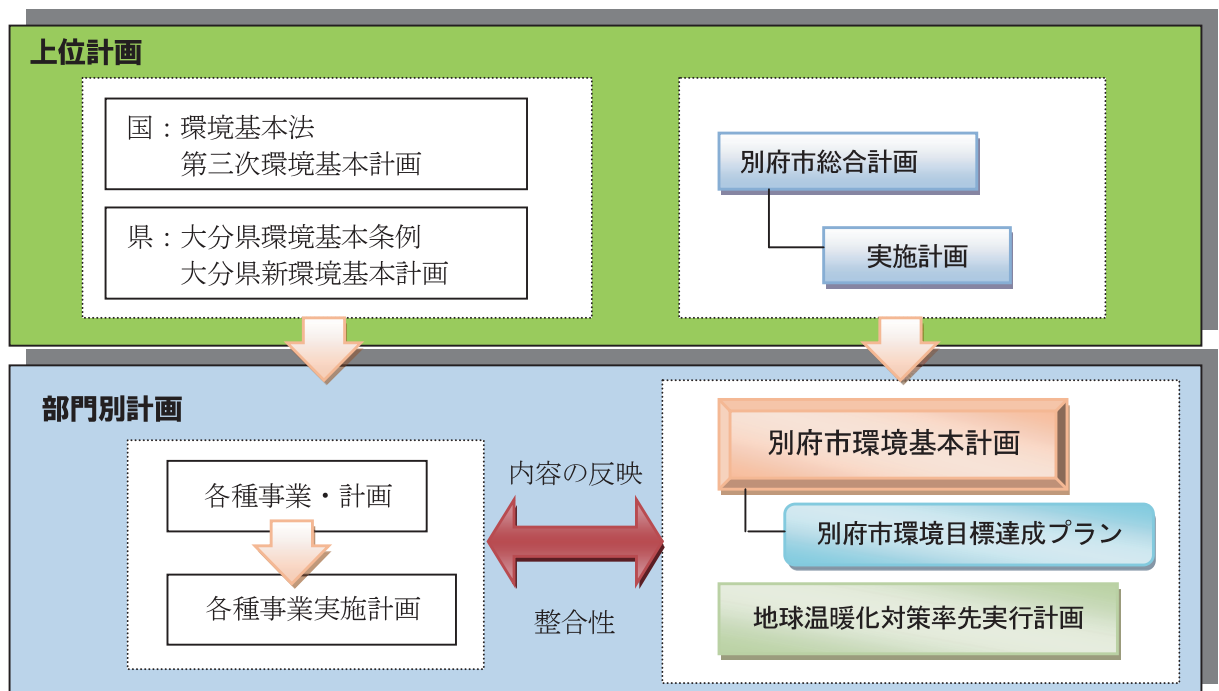
別府市環境基本計画は、国の環境基本法第36条および第三次環境基本計画の理念に基づき、すべての人々が一体となって、自然と共生し、環境への負荷の少ない循環を基調とする社会の実現をめざし、環境の保全に関する施策の総合的、計画的な推進を図るため策定するものです。

2. 計画の位置づけ

国では、環境基本計画で以下のような環境政策の4つの長期的な目標を設定しています。

- 【共生】健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との共生を確保する
- 【循環】環境への負荷をできる限り少なくし、循環を基調とする経済社会システムを実現する
- 【国際的取組】国際的取組を推進する
- 【参加】環境保全に関する行動に参加する社会を実現する

別府市環境基本計画は、この4つの長期的目標を踏まえ、策定するものです。また、別府市の環境施策の基本的な方向を示すとともに、「別府市総合計画」をはじめ各個別計画の各施策において、環境面で配慮すべきことを示したものでもあります。また、その実効性を確保するため新たに「別府市環境目標達成プラン」を策定いたします。市民や事業者については、環境の保全に取り組む上での配慮指針を示した上で、その取り組みを誘導しています。



図表1.1.1 計画の位置づけ

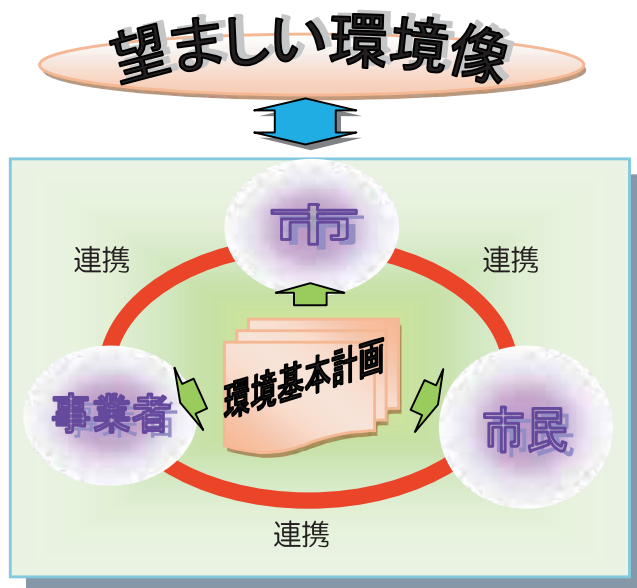
3. 計画の対象範囲

本計画で対象とする環境のとらえ方は、今日の環境問題の特性、別府市の環境特性、時代の社会変化、市民の意識の変化によって変わってきますが、次のとおりとします。

- 社会環境**：歴史沿革、人口、産業、土地利用、交通、公園緑地、レクリエーション施設、主な公共公益施設等
- 自然環境**：気象、地形・地質、水系、温泉、植物、動物、自然景観等
- 生活環境**：大気、騒音・振動、水質、悪臭、有害化学物質、地盤沈下、廃棄物・リサイクル、エネルギー、水資源、地球温暖化、オゾン層*破壊、酸性雨*、緑化空間、親水空間、都市景観、歴史文化財、伝統文化等
- 環境保全活動**：市民環境団体等の環境保全活動、社会教育活動、コミュニティ活動、生涯学習活動等

4. 計画の対象となる主体及び体制

環境基本計画を推進するのは、「市」「市民」「事業者」であり、これら3つの主体の協働により計画を推進します。また、市外から観光等で訪れる人々や留学生なども含まれます。

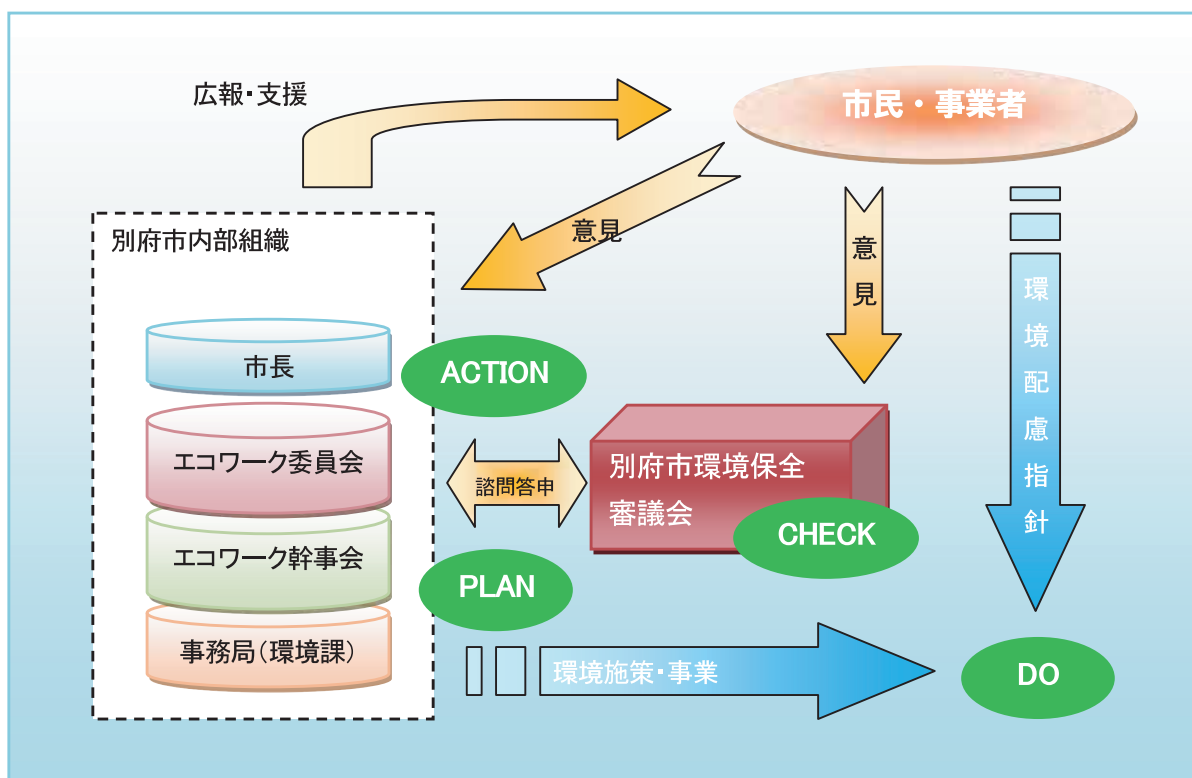


図表1.1.2 主体・連携のイメージ

1-2. 環境基本計画の推進体制

1. 計画の推進体制

環境への取り組みの実行性を高めていくために、「別府市環境目標達成プラン」により各施策の進捗状況と目標値の達成状況などを把握していきます。また、その進行管理はPDCA サイクルを基本とし、環境への取り組みの施策・配慮方針・目標値を立て（Plan）、目標達成に向けて取り組みを実行し（Do）、その実施状況の点検・評価を行い（Check）、その結果により計画を見直す（Action）ことで、継続的に改善を図りながら推進するものです。



図表1.1.3 計画の推進体制

別府市環境保全審議会

・当該審議会は、市民・事業者・団体・専門家・学識者等で構成されていますが、環境保全に関する基本的事項を調査審議するとともに、環境基本計画の評価・策定等も行います。

別府市エコワーク委員会

・環境基本計画の施策の進行状況について評価し、環境施策の方向性を検討するとともに、庁内で横断的な施策の促進を図ります。

別府市エコワーク幹事会

・会を構成する各幹事は環境施策の検討を行い、環境目標達成プランの成果目標を達成すべく環境施策を実行するとともに、総合的に施策推進の調整を行いながら進行管理していく役割を担います。

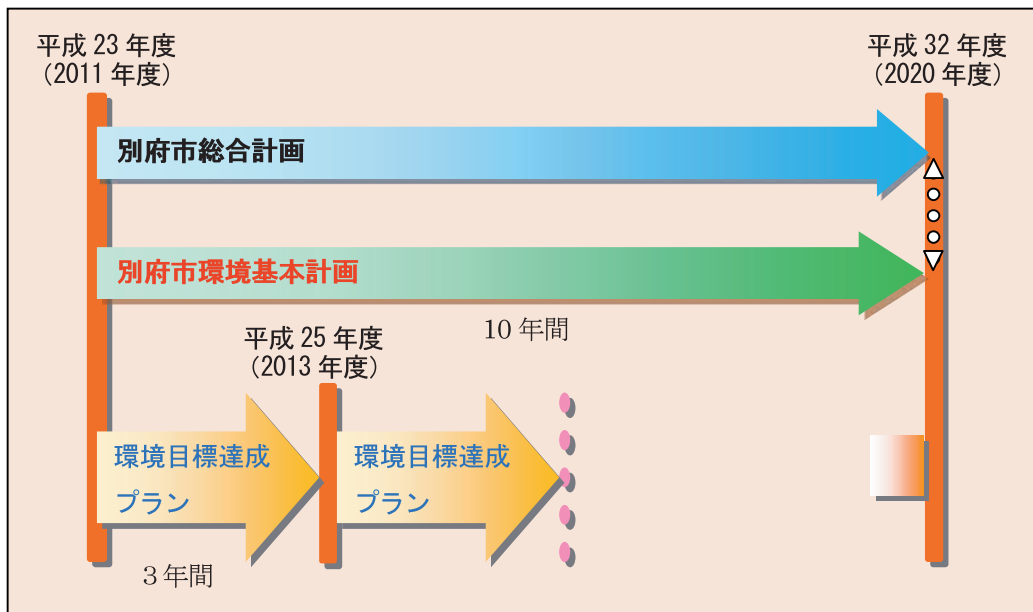
市民・事業者

・市民・事業者は、それぞれの立場で環境基本計画の環境配慮指針に沿って様々な取り組みを行っていきます。

2. 計画の期間

望ましい環境像の達成や良好な環境の形成には長期的視野が必要で、その展望のもとに計画を推進していくことが大切です。環境を考えると、後顧の憂いを残さない施策や将来の世代に対する責任を果たす取り組みが求められるからです。このことから、各環境施策が達成できる期間は次世代が育ち十分な参画ができるまでを一つの目安とすることが考えられます。

そのため、別府市環境基本計画は21世紀半ばを視野に入れながら、具体的な施策及び取り組みについては平成23年度(2011年度)から平成32年度(2020年度)までを計画期間とし、「別府市総合計画」と整合性を図りながら実効性を高めていきます。なお、今後の国策、社会情勢や市の他の関連計画等の変化により、この計画を見直す場合もあります。



図表 1.1.4 計画の期間

第2章 別府市の環境の現状と環境像

2-1. 社会環境の現状

1. 位置

本市は瀬戸内海に面し大分県のほぼ中央部に位置します。西は秀峰由布、鶴見の連山を背にし、東は風光明媚な別府湾に臨み、南は野猿の名所高崎山を境とし、北は名所史跡豊かな国東半島の付根の位置に接した、東西 13 km 南北 14 km、面積約 125 km²です。



図表 2.1.1 別府市の位置

2. 歴史沿革

本市は、全国的にも有名な別府温泉を有しており、河直一帯（現在の鉄輪地区）には古代から地獄があるなど豊富な天与の温泉に恵まれています。

今日の別府の地名は、荘園時代に新開地の開墾、領有に際して必要とされた免符である「別符」が「別府」と書かれるようになり、これが地名となったものであると言われています。

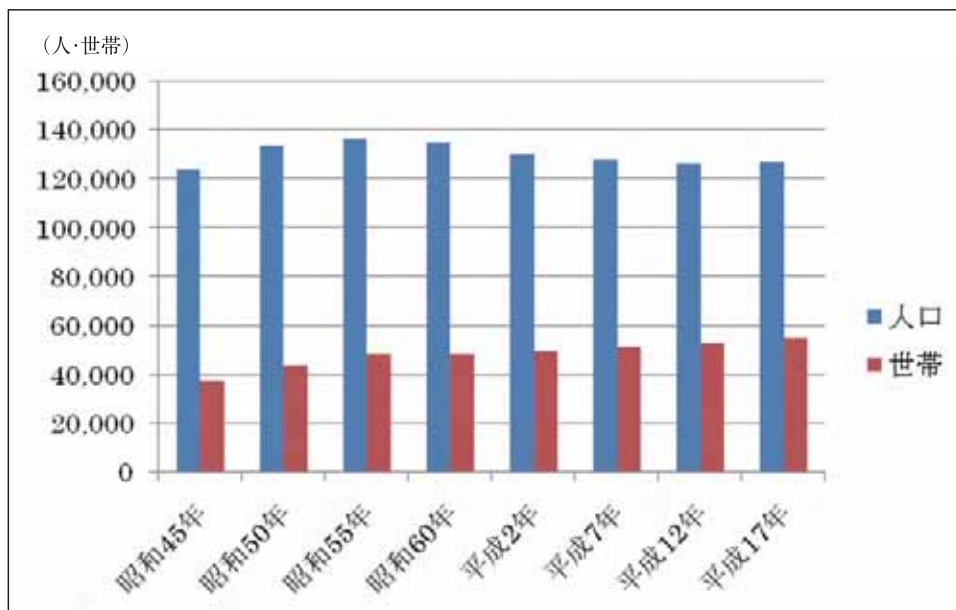
観光温泉地として今日の別府市の基盤が確立されたのは、昭和 10 年の市町村合併の頃で、第二次世界大戦において戦災を逃れ、昭和 25 年の「別府国際観光温泉文化都市建設法」制定によって、都市整備が進められてきました。近年では、平成 8 年 3 月末の九州横断自動車の全線開通、平成 12 年 4 月に「立命館アジア太平洋大学」の開学などが実現しています。

3. 人口

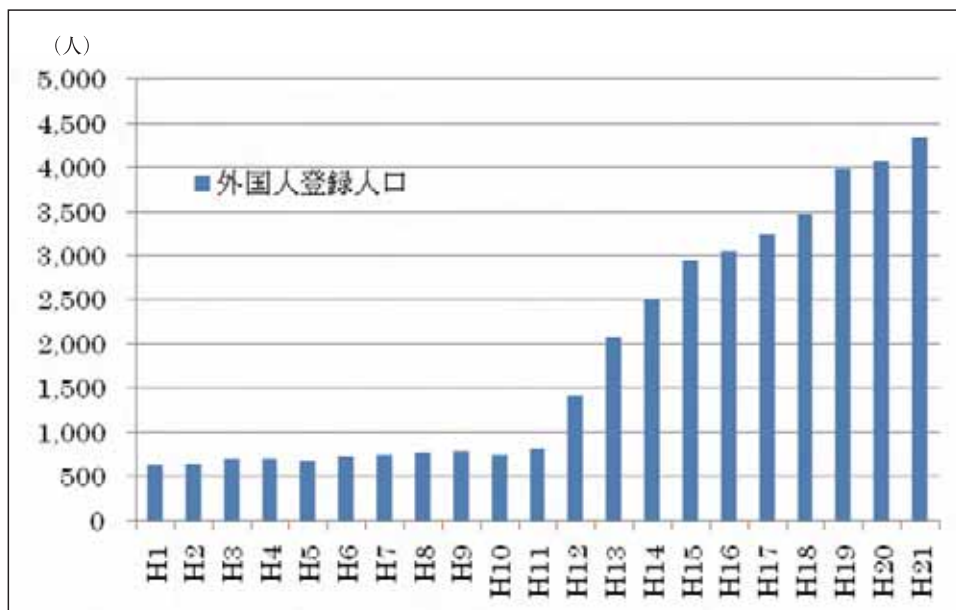
本市の人口は、平成17年国勢調査では126,959人（55,108世帯）です。

本市の人口動向は、昭和55年をピークに昭和60年以降はほぼ減少の傾向にあります。人口は減少傾向にありますが、世帯数は増加していることから、全国的な傾向と同様に核家族化、単身世帯の増加が進んでいます。

また、大学等の国際交流により留学生が増大し外国人登録人口が着実に増えています。



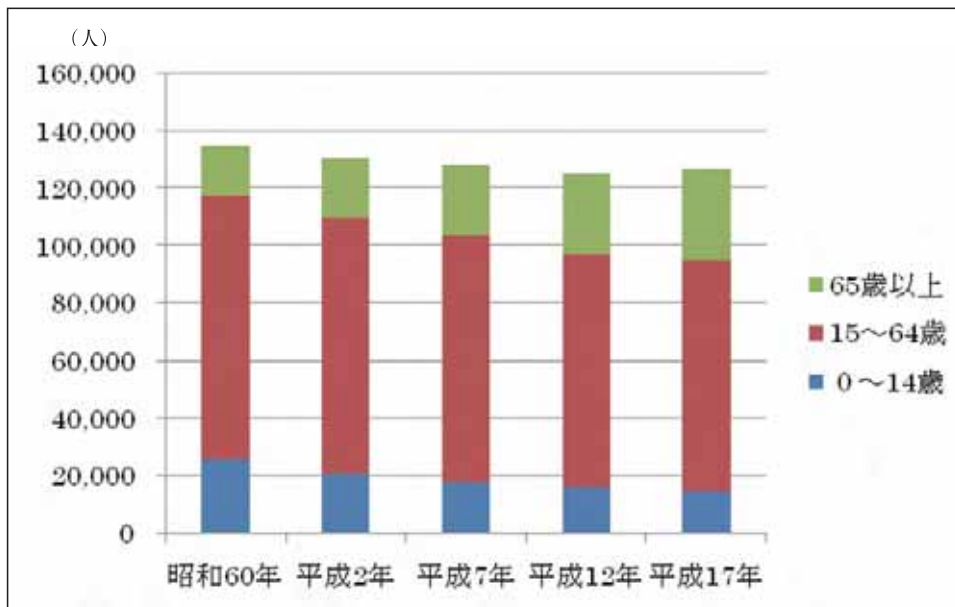
図表 2.1.2 人口・世帯数の推移 (資料:国勢調査)



図表 2.1.3 外国人登録人口の推移(資料:市民課)

全国的な傾向と同様、少子・高齢化が進んでいます

65歳以上の高齢者人口の割合は年々増加し続け、平成17年国勢調査では25.0%に達し、本格的な高齢社会となっています。年少人口（0～14歳）は出生率の低下、女性の社会進出等を背景に減少傾向を示しています。

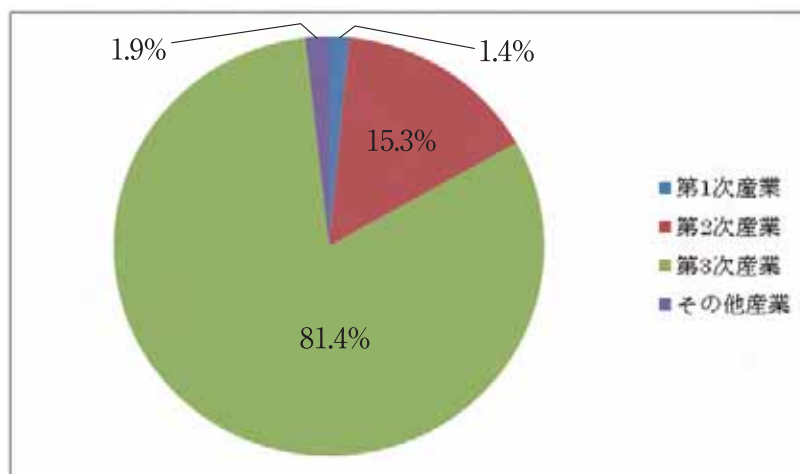


図表 2.1.4 年齢別人口の推移 (資料:国勢調査)

4. 産業

第3次産業の割合が高く、経年的には変化はありません

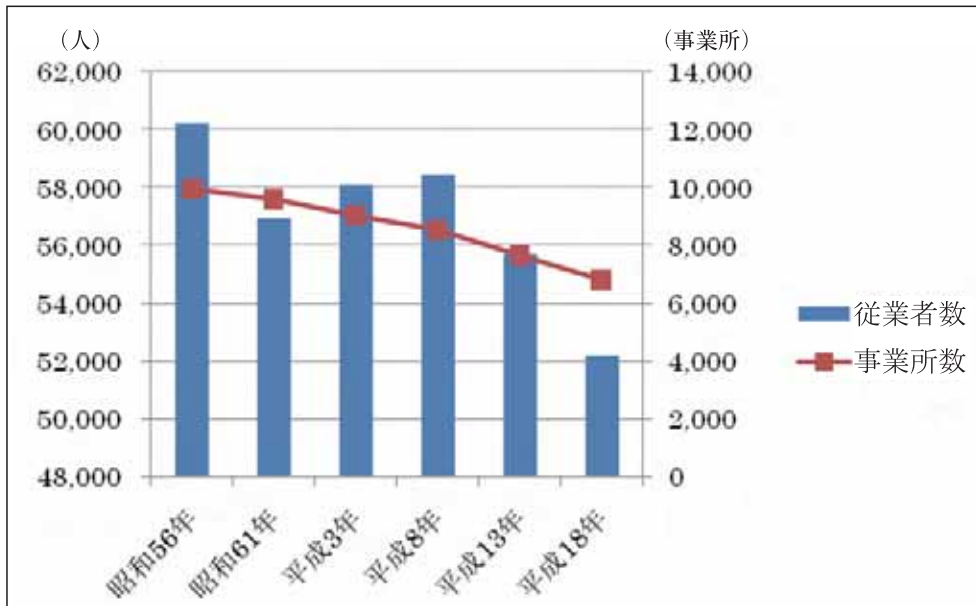
本市の産業別就業者数は、平成17年の国勢調査では総数56,629人で、第1次産業が1.4%、第2次産業が15.3%、第3次産業が81.4%の構成比となっています。



図表 2.1.5 産業別就業者数の推移 (資料:事業所・企業統計調査)

従業員数、事業所数が減少傾向にあります

本市の事業所数は、昭和56年をピークに減少し続けており、平成18年の事業所統計調査では6,824事業所です。また、従業員数は52,222人と減少傾向にあります。



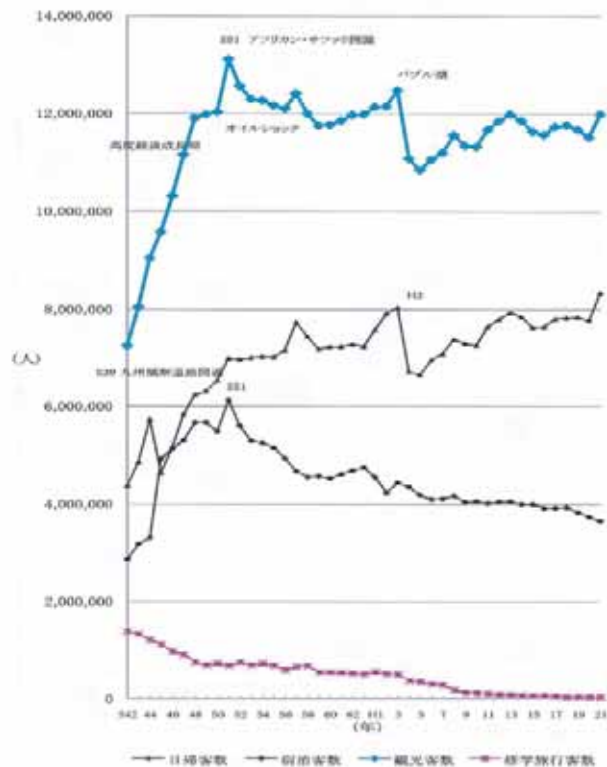
図表 2.1.6 従業者数、事業所数の推移 (資料: 事業所・企業統計調査)

5. 観光動向

観光客数は微増傾向ですが、宿泊客が減少し日帰り客が増加しています

観光客数は、平成3年をピークに急減した後、ここ数年回復していますが、景気の低迷で宿泊客が減少し日帰り客の増加傾向がみられます。

平成21年の観光客数は前年比104.2%増、約480,643人の増加となっています。なお、宿泊客数、修学旅行客数とも過去20年間をみても、長期減少化傾向が続いています。

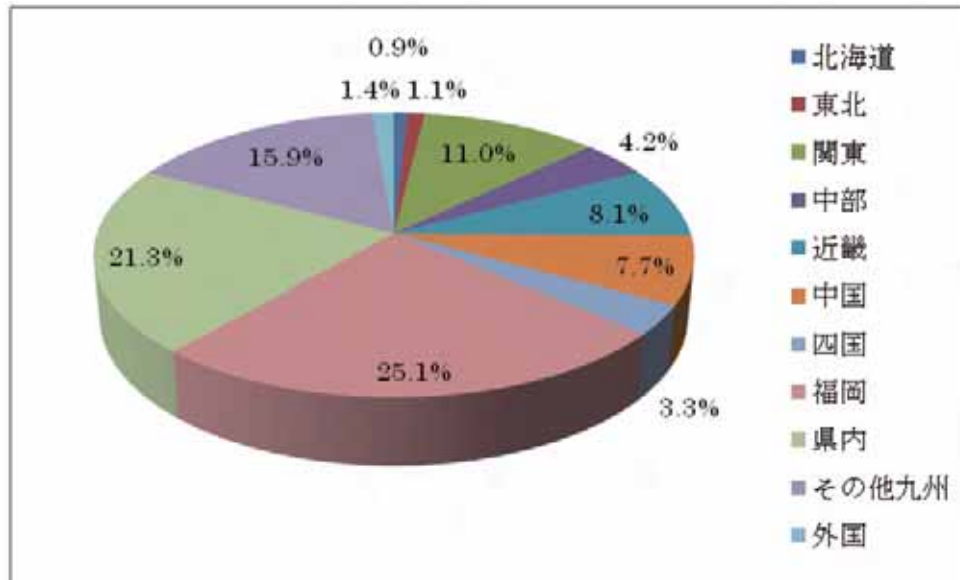


図表 2.1.7 観光客数の推移 (資料: 平成21年観光動態要覧)

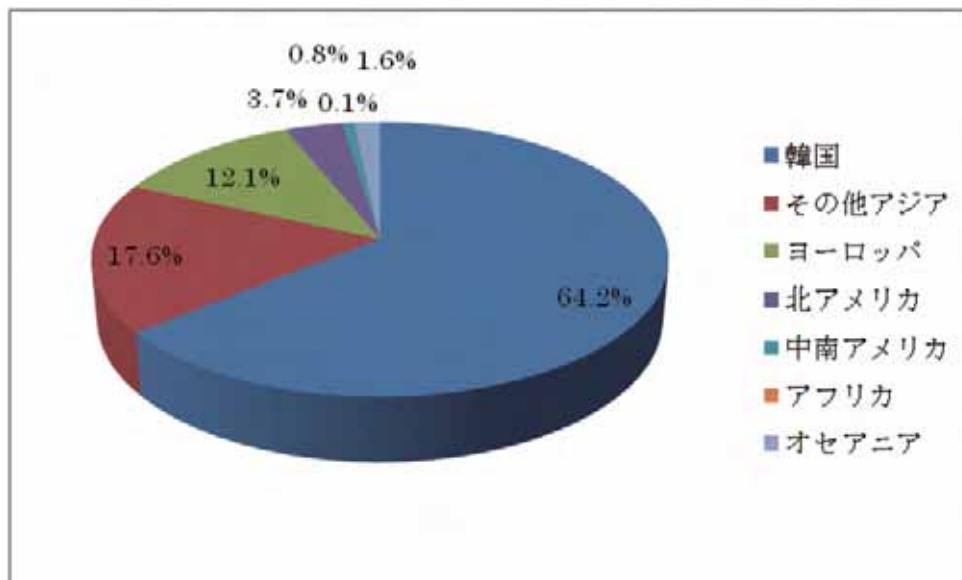
観光客数の6割以上は九州から、うち福岡県が全体の4分の1を占めています

平成21年の発地別観光客数は、九州内からの入り込みが全体の約6割を占めています。特に、福岡県からの観光客は全体の4分の1に達しています。

近年は東南アジア地域からの観光客が多く、特に韓国からの入込客で最大で全体の約6割を占めています。



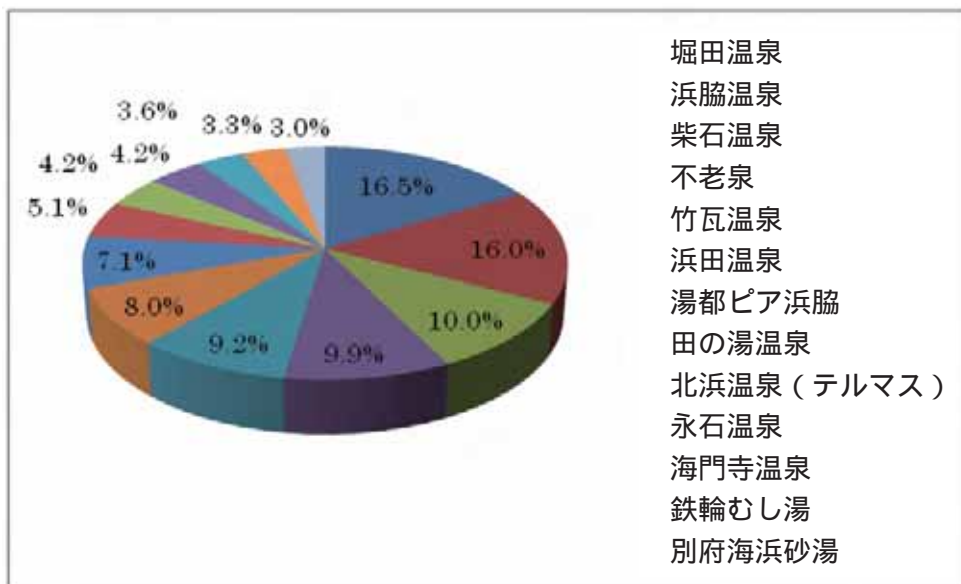
図表 2.1.8 平成21年発地別観光客数(資料:観光統計)



図表 2.1.9 平成21年度外国人発地別割合

市営温泉入浴者数は全体としては横ばい状況が続いています

市営温泉別の入浴者数で平成5年以降着実に増加傾向を示しているのは竹瓦温泉だけであり、それ以外の温泉施設はほぼ横ばい状況が続いています。



図表 2.1.10 平成 21 年度市営温泉入浴者の状況

6. 交通

○交通体系

船舶、鉄道、バスの伸び悩み傾向がみられます

【道路】

本市に関係する高速自動車道としては、九州横断自動車道長崎大分線、東九州自動車道宇佐別府線があります。国道は本市中心市街地を南北に貫く国道 10 号や市域を東西に横断する国道 500 号があります。交通量（12 時間）は国道 10 号で約 46,000 台、国道 500 号が約 16,000 台で推移しています。

市内の道路網は、別府湾岸沿いを南北に走る国道 10 号を軸に、これとほぼ垂直に西へ伸びる国道 500 号及び主要地方道・別府庄内線、そして市街地西部でこの 2 路線を南北に結ぶ主要地方道・別府一の宮線、これら 4 路線によって構成される環状線を骨格として形成されています。

【鉄道、バス】

鉄道は JR 日豊本線が国道 10 号とほぼ並行に走っています。市内には、東別府、別府、別府大学、亀川の 4 駅があり、各駅乗降総人数についてはほぼ横ばいないし減少傾向です。バスは大分空港線をはじめ、市外定期バスとして熊本、阿蘇山、長崎、福岡等との路線があります。

【海路、空路】

別府航路は昭和 30 年代に高度経済成長とレジャーブームに乗ってピークを迎えましたが、車社会の到来で乗船客も減少し、平成 11 年に広別汽船が、平成 18 年に高速船「ソレイユ」が、平成 20 年には別府と三崎を結ぶフェリー航路も廃止となりました。現在、別府航路は別府－大阪と別府－八幡浜の 2 ルートとなっています。

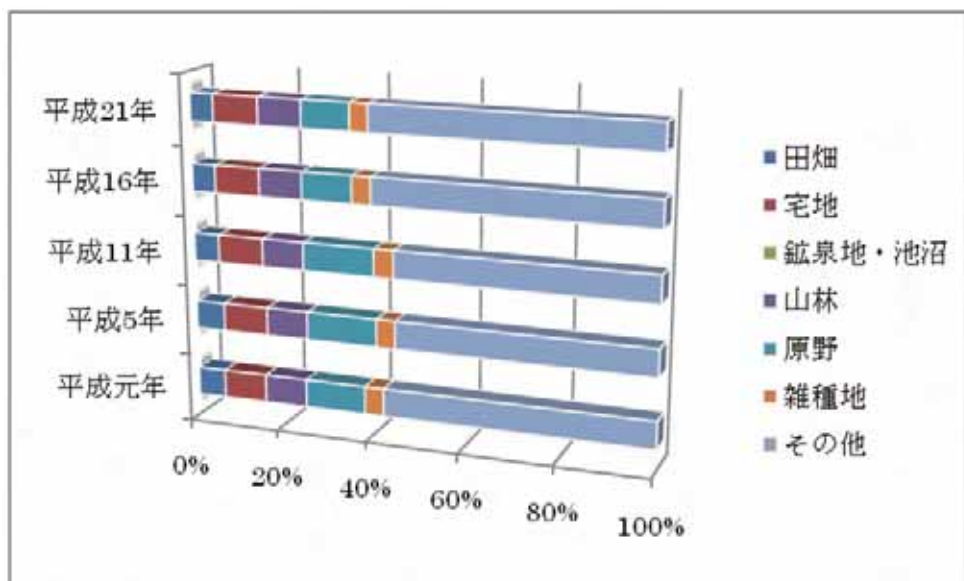
大分空港は昭和 46 年に大分市内から北東約 30 km の安岐町（現・国東市）に移転され、全国で初の海上空港として供用開始されています。大分県内陸部からのアクセスは良好とは言えませんが、平成 22 年 12 月 1 日から大分空港道路が無料化されるなど、今後の利用が見込まれます。

7. 土地利用

平坦地には住宅地、山地部には多くの自然があり、土地利用の特徴は大きく2つに分かれています

現在の土地利用としては、市街地と別府湾を覆うような形で山林等の自然が大きく広がっており、住宅地地域と山林地域の二つのゾーンに分かれています。また、別府湾側の平地部に住宅地が形成されており、その周辺に商業用地、公益施設用地が点在しています。

地目別の土地利用状況の経年変化を見ると、田畑が徐々に減少し、宅地が徐々に増加しているということがわかります。



図表 2.1.11 地目別土地利用面積の推移
(資料:「固定資産概要調書」各年1月1日現在)

8. 土地利用法規制

(1) 都市計画関連の法規制

商業地域が広く指定されていることと、市街地を取り囲むように山地部に風致地区が広く指定されている特徴があります

別府市の都市計画区域等の指定状況は下図のとおりで、特に、本市の特徴は、商業地域が601haと用途地域の21.4%を占めていることで、これは全国値平均4.0%の約5倍に相当します。

また、風致地区として、山の手・鶴見・十文字原・実相寺荘園・野田の5風致地区（総面積4,412ha）が指定されています。



図表 2.1.12 都市計画区域等の指定状況
(H21年3月末・資料:別府市統計書)



図表 2.1.13 用途地域(市街化区域)の決定状況
(H21年3月末・資料:別府市統計書)

(2) その他の法規制

自然公園が指定されている他、温泉関係の保護規制が地域指定されています

鶴見岳・由布岳一帯は自然公園法上の阿蘇くじゅう国立公園として指定されています。市南部においては農業振興地域及び農用地区域に指定されています。また、西部の山地部では保安林や地域対象民有林が広く指定されています。

その他、温泉法に基づき温泉保護規制が図られ、市街地南部及び北部一帯が保護地域に、別府温泉周辺及び鉄輪温泉周辺等が特別保護地域に、それぞれ指定されています。

9. 公園緑地

現在、いくつか整備中のものがありますが、国の目標水準からは下回っています

本市の都市公園の面積は 85.18ha で、平成 17 年国勢調査によると市民一人あたりの公園面積は 6.9m²であり、平成 16 年の全国平均 8.9m²に比べると低い水準となっています。

なお、緑のマスタープラン（平成 19 年 3 月策定）においては、目標年次の平成 32 年には市街地内に 30%の持続性のある緑を確保することを目標としています。



【 写真：別府公園の桜 】（「別府市誌」2003 より）

10. レクリエーション施設

温泉、レジャー、文化施設など多種多様なレクリエーション施設があります

本市のレクリエーション施設観光資源は、西部の山地部のレクリエーション施設と東部の温泉街の二つに大きく分かれています。

東部の扇状地（市街地）には、別府温泉・浜脇温泉・観海寺温泉・堀田温泉・亀川温泉・柴石温泉・鉄輪温泉・明礬温泉のいわゆる“別府八湯”があり、それぞれ温泉街を形成しています。その温泉資源を活かした、いわゆる“地獄めぐり”もあり、鉄輪地区を中心に9カ所以上の“地獄”を有しています。

また、鉄輪地区、観海寺地区等の山裾部に立ち昇る“湯けむり”は、本市にとって自然的シンボルであるだけでなく、温泉情緒を醸し出す大切な観光資源ともなっています。



【 写真：海地獄 】（「別府市誌」2003 より）

2-2. 自然環境の現状

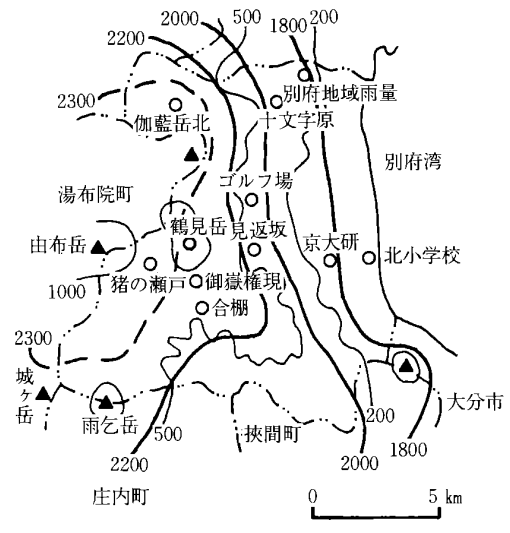
1. 気 候

本市は、瀬戸内海型気候に属し市街地の年平均気温は16～17℃、山間部の年平均気温は11～12℃と温暖で、年平均降水量は1,600mm前後です。風速は平均して1.8m/s程度で、概ね冬季は北西風、夏季は南東風が多くなっています。



図表 2.2.1 別府地域の日平均気温の月変化

(1991.9～1992.8: 北小学校: 現在の別府中央小学校)



図表 2.2.2 別府地域の年平均降水量分布(mm)

(左図、上図とも「別府の自然」1994より)

2. 地形・地質・河川・海域

別府市の地形は、西側の由布・鶴見火山群から東側の別府湾へと緩やかに傾斜する扇状地となっています。その扇状地は北方の鉄輪断層と南方の朝見川断層に挟まれる低下部にあり、そこに別府市街地が広がっています。また、市街地の背後には活火山で角閃石安山岩よりなる鶴見岳をはじめ、由布岳、小鹿山、内山、大平山、高平山などの山並みが控えています。



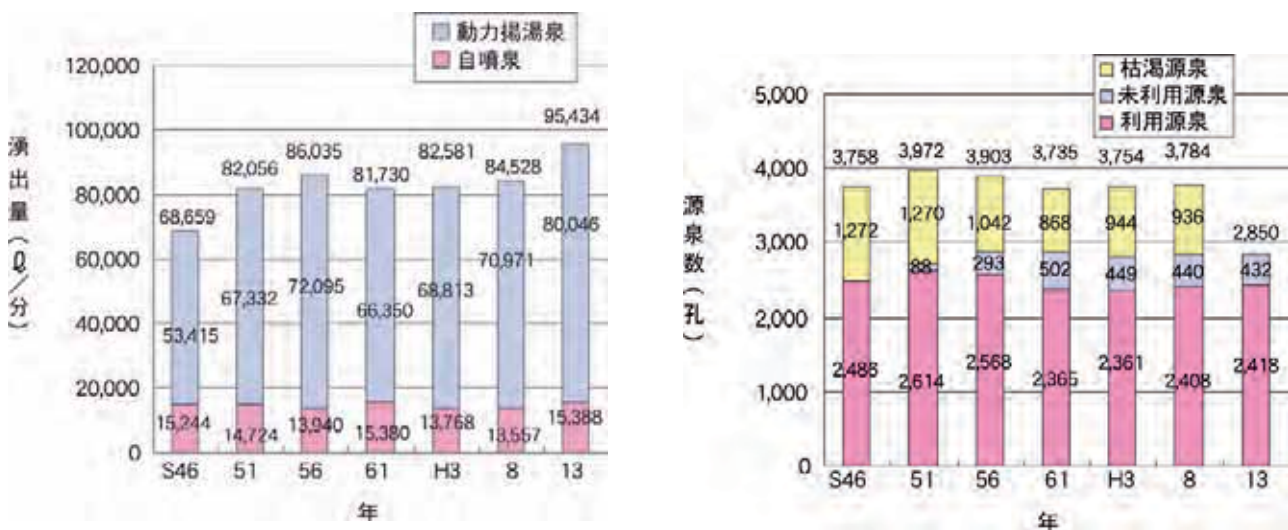
【 写真：別府市鳥瞰図 】(「別府市誌」2003より)

本市を流れる河川は朝見川、境川、春木川などの二級河川がありますが、いずれも流路が短く、扇状地地形を短時間で流れ下るのが特徴です。

別府湾は北方の国東半島、西方の別府扇状地及び由布・鶴見火山群、南方の大分平野及び佐賀関半島の地域に取り囲まれた東西に延びる湾入地形です。別府湾の湾口部の水深 40～50 mから湾奥部に向かって南西方向の軸をもつ 50～60mの水深の谷状の凹地になっています。また、海底には湾北西部の豊岡沖断層をはじめ多くの活断層が分布しています。

3. 温泉

本市の南北には鉄輪断層と朝見川断層があり、その断層上に源泉が分布しており、源泉数 2,508 孔、湧出量は毎分 87,616ℓ（「別府市の環境」22 年版より）に及び、全国でも有数の温泉地となっています。



図表 2.2.3 別府温泉の湧出量と源泉数(H13～枯渇源泉数の資料なし)
 (「大分県中央保健所報」より)

4. 動植物

別府地域の植生を標高の高い所から概観すると、由布岳や鶴見岳の山頂部はミヤマキリシマ群落があり、その下方の山地帯ではツクシヤブウツギ林、さらに下方の低山地では落葉広葉樹のクマシデ、イヌシデ、コナラ林を見ることができます。丘陵地の里山ではウラジロガシ、アカガシの常緑樹林、低地の神社や保護林などの温暖なところではスタジイ、アラカシ、イチイガシ林が見られます。近年では低山地でのスギやヒノキの植林地も見られるようになってきています。また、低地では住宅開発による自然緑地の減少が見られます。



【 写真： 鶴見岳のミヤマキリシマ 】
 (「別府市誌」2003 より)

別府市では、保護すべき植物の生育地として生物環境保護地区4箇所、保護すべき優れた樹木や巨樹として保護樹22箇所を指定し、良好な自然環境の保全に努めています。その他、幹まわり1.5m以上の巨樹や樹林の「優れた木立」が市内に33箇所、点在しています。

また、県の天然記念物として、鶴見権現社のイチイガシ林、朝見神社のクスノキとアラカシ林、御嶽権現社の自然林の3つが指定されています。

一方、動物相を概観すると、哺乳類では35種、鳥類が116種ほど、爬虫類が6種ほど、両生類が12種、淡水魚類が29種、昆虫類は2,016種が確認されています。

別府市地域の特徴としては、阿蘇くじゅう国立公園内の地域も含むため、①大型動物は比較的多い②水鳥に比べ陸鳥が多い③オオイタサンショウウオが南部地域の丘陵地を中心に生息する④水生動物の種数は比較的少ない⑤温泉排水の影響で熱帯性の外来種が河口近くに生息する等があります。

また、猪の瀬戸湿原、神楽女湖や亀川・温水池付近など、多様な動物相が見られる地域も点在しています。



【 写真：鶴見岳のアカガシ林 】
（「別府市誌」2003より）



【 写真：オオイタサンショウウオ 】



【 写真：テラピア 】（「別府市誌」2003より）

5. 都市景観及び自然景観

別府市は、NHKの「21世紀に残したい日本の風景」で全国第2位に選ばれた湯けむり景観であるように、優れた温泉景観を形成しています。

また、「日本夜景遺産」でも「湯けむり展望台」、「十文字原展望台」や「ピーコンプラザのグローバルタワー」の3カ所が認定されています。



【 写真：鉄輪の湯けむり 】

住宅、商業の混在や古い木造建物の街並みと高層建築物の混在が多くなっていますが、観光都市として美しい玄関口を確保するために空き缶、吸い殻などの散乱防止と自転車の放置防止の条項を盛り込んだ別府市地域環境美化条例の遵守に努めています。

また、別府特有の海と山とのパノラマ的な眺望景観を有し、別府市に残された唯一の自然砂浜、自然磯浜海岸として上人ヶ浜海岸、関の江海岸があります。

なお、平成21年には別府市の血の池地獄、海地獄、龍巻地獄、白池地獄の4つの地獄が「別府の地獄」として国の名勝に指定されました。



【 写真：上人ヶ浜海岸 】

6. 歴史文化財

別府市は戦災を免れたために近代化遺産が多く、国の文化財登録物件も19件となっています。国指定の史跡「鬼ノ岩屋古墳」もあり、歴史ある温泉地として名をとどめています。



【 写真：鬼ノ岩屋古墳（2号墳） 】

（「別府市誌」2003より）

2-3. 生活環境の現状

1. 大気質

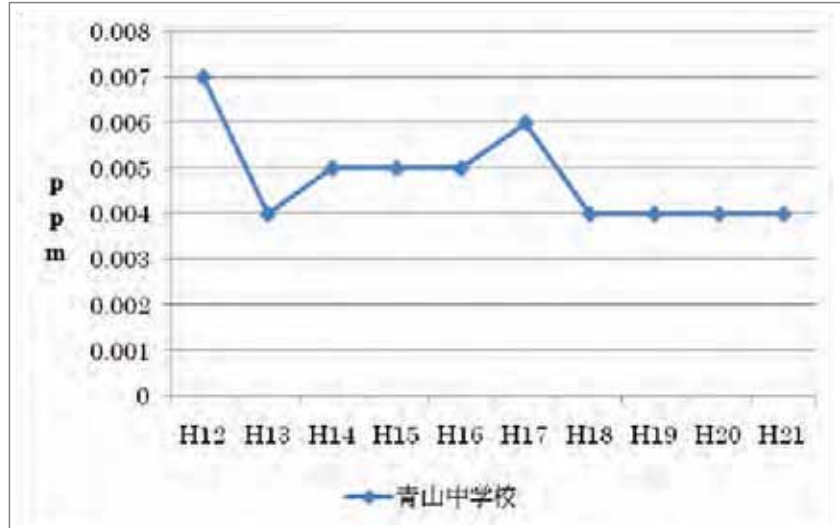
本市における大気汚染の測定は、県において青山中学校に自動測定装置を設置し、二酸化硫黄、窒素酸化物*、浮遊粒子状物質*、光化学オキシダント*の測定を行っています。

➤二酸化^{いおう}硫黄は、短期的評価及び長期的評価で環境基準を達成しています。

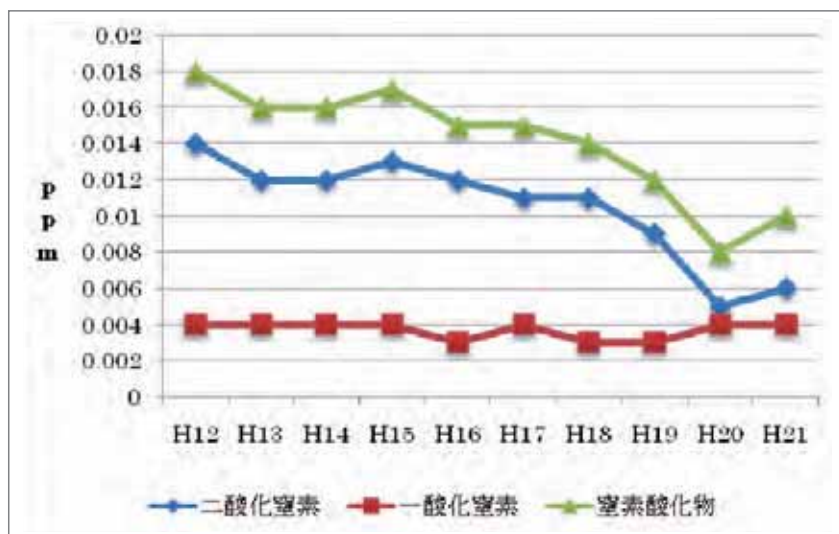
※二酸化硫黄の環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下かつ1時間値が0.1ppm。

➤窒素酸化物濃度については、二酸化窒素の環境基準を達成し、近年濃度が減少傾向にあります。

※二酸化窒素の環境基準：1時間値の1日平均値が0.04~0.06ppmのゾーン内またはそれ以下。

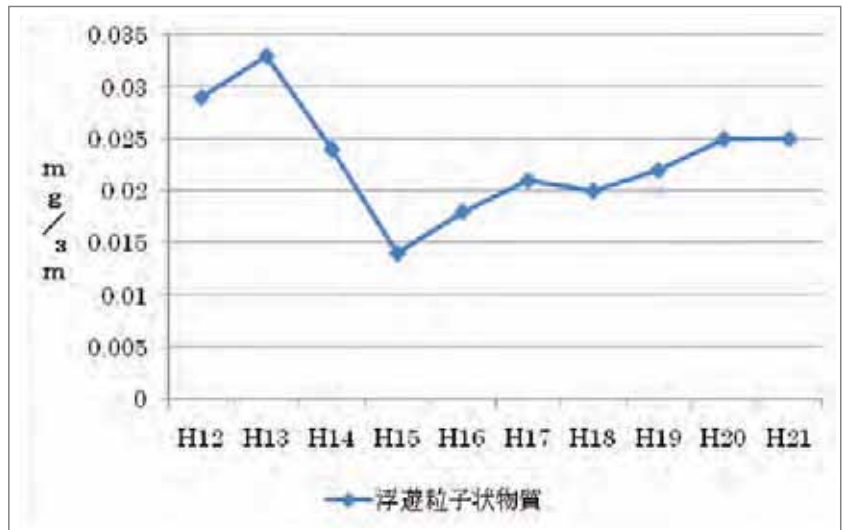


図表 2.3.1 二酸化硫黄の年平均値の経年変化
(「別府市の環境」22年版より)



図表 2.3.2 窒素酸化物濃度の経年変化(「別府市の環境」22年版より)

▶浮遊粒子状物質は、大陸からの黄砂等の影響により環境基準を達成していない日もあり年平均値は微増傾向にあります。



図表 2.3.3 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化
(「別府市の環境」22年版より)

▶光化学オキシダントは近年、大陸からの季節風により光化学オキシダントが発生しやすい状況になっています。平成21年(18年ぶり)には2度にわたり予報が発令されるなど、今後は特に注視していく必要があります。

※光化学オキシダントの環境基準：1時間値が0.06ppm以下。



図表 2.3.4 光化学オキシダント濃度の年平均値の経年変化
(「別府市の環境」22年版より)

2. 騒音・振動・悪臭

▶本市では、主要幹線道路において24時間自動車交通騒音調査を行っており、平成21年度においても環境基準(特例値)を満たしています。

▶道路交通振動においては平成21年度の調査結果のとおり、限度値を十分に下回っています。



【写真：騒音測定風景1】

図表 2.3.5 平成 21 年度の道路交通騒音・振動結果(「別府市の環境」22 年版より)

調査路線名 (測定場所)	調査日	車線数	環境基準 類型	騒音レベル (dB)		背後地騒音 レベル(dB)		振動レベ ル (dB) 昼間 L ₁₀
				昼間 Leq	夜間 Leq	昼間 Leq	夜間 Leq	
市道富士見通鳥居線 (幸町2番)	1月5日 (火)	4	C	67.1	60.7	55.2	46.9	38.1
国道10号線 (北的ヶ浜)	1月7日 (木)	6	C	67.6	63.4	48.8	45.6	36.3
国道500号線 (石垣東10丁目)	12月8日 (火)	4	C	66.3	60.7	58.2	54.1	35.4
県道別府庄内線 (光町22番)	12月15日 (火)	2	C	66.8	60.8	59.9	57.9	35.5
県道別府山香線 (大畑1組)	12月21日 (月)	2	C	66.8	61.4	58.0	41.1	31.7
市道山田関の江線 (石垣東1丁目)	12月3日 (木)	4	C	64.4	56.6	53.2	46.7	38.1
大分自動車道 (小倉1組)	12月1日 (火)	4	A	46.9	44.3	50.9	46.7	—

備考1:「騒音環境基準」は平成10年9月30日環境庁告示第64号「騒音に係る環境基準について」による。また、「自動車騒音の限度」は平成12年3月2日総理府令第15号「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」による。

備考2:昼間・・・6時～22時、夜間・・・22時～翌6時【騒音】

備考3:時間区分の昼間・・・8時～19時【振動】

備考4:振動の測定は鉛直振動である。

備考5:L₁₀・・・振動レベルの80%レンジの上端値



【 写真：騒音測定風景 2 】

図表 2.3.6 平成 21 年度環境騒音調査結果(「別府市の環境」22 年版より)

▶市内 21 定点において毎年 1 回(2 月頃)、環境騒音調査を行っています。平成 21 年度では、1 地点で夜間の環境基準を超過していますが、全体的には環境基準を満足していません。

調査定点	都市計画法の用途地域	騒音規制区域	環境基準類型	騒音レベル	
				昼間 Leq	夜間 Leq
浜脇 1 丁目	商業	3	C	57.4	52.1
朝見 1 丁目 12 番	第 1 種住居	2	B	39.6	30.7
上田の湯町 6	近隣商業	3	C	43.2	36.2
原町 7	第 1 種住居	2	B	43.6	33.5
幸町 9	商業	3	C	49.8	39.3
野口原	第 2 種住居	2	B	50.3	35.6
南立石八幡町 4 組	第 1 種住居	2	B	50.0	43.9
堀田 6 組	第 1 種住居	2	B	48.9	41.9
石垣東 4 丁目 4	商業	3	C	47.3	38.0
東莊園 6 丁目 1 組	第 1 種中高層住専	2	A	52.8	43.0
扇山 21 組	第 2 種低層住専	1	A	43.6	33.5
石垣東 9 丁目 4 番	商業	3	C	46.4	38.9
大畑 17 組	第 2 種低層住専	1	A	47.7	35.5
小倉 1 組	第 1 種中高層住専	2	A	47.5	45.2
中須賀東町 4 組	第 1 種住居	3	B	39.3	32.1
北中 7 組	第 2 種住居	2	B	50.3	45.2
火売 5 組	第 2 種住居	2	B	44.5	33.4
小倉 5 組	第 1 種住居	2	B	48.3	39.1
平田町 9	第 1 種住居	3	B	54.5	38.7
亀川浜田町	準工業	3	C	54.3	48.4
野田 5 組	第 1 種中高層住専	2	A	50.4	41.9

備考1:昼間…6時～22時、夜間…22時～翌6時

▶悪臭については、公害苦情として随時対応しています。野外でのごみの焼却による悪臭の苦情が多くなっています。

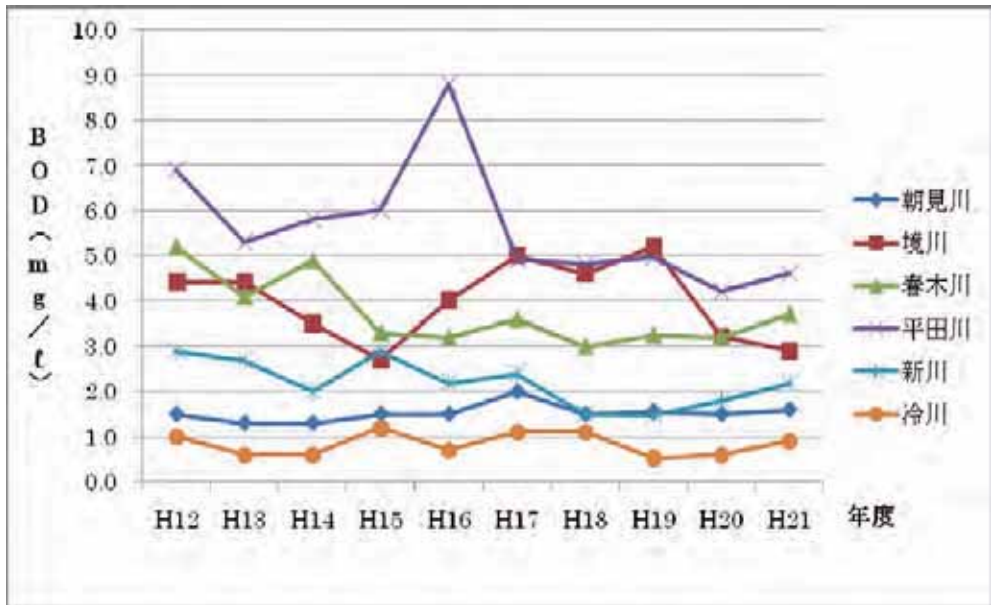


【 写真：野外焼却 】

3. 水質

本市は、全国有数の温泉観光地であるため、温泉排水の流入が特徴となっています。河川の流路も短く短時間で海に到達するなど、十分な自浄作用も働いていない状況です。

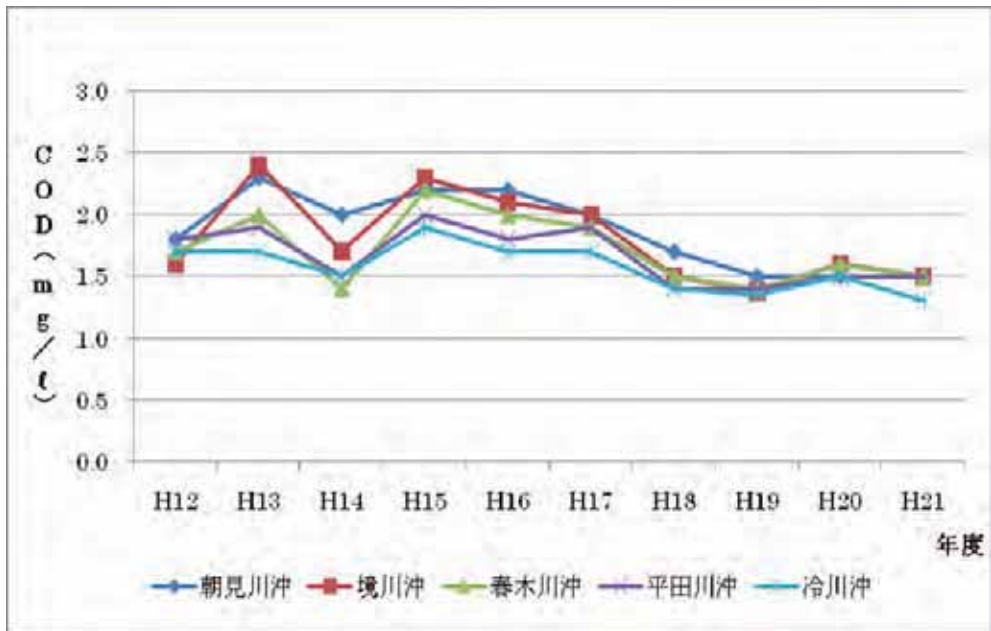
➤年4回、主要な6河川(7定点)で水質調査を実施しています。生物化学的酸素要求量(BOD^{*})を指標とすると、年変動はあるものの、河川の水質はほぼ横ばい状態で推移しています。



図表 2.3.7 BOD 濃度の経年変化(「別府市の環境」22年版より)

備考1：各河川の調査定点はすべて河口付近(日豊本線を基準)での測定値である。
備考2：BOD 濃度は年4回の全測定値の平均を取ったものである。

➤別府湾についても年4回、地先沖1km定点で水質調査を実施しています。化学的酸素要求量(COD^{*})によると水質は概ね良好ですが、時に夏季に赤潮が発生することがあります。



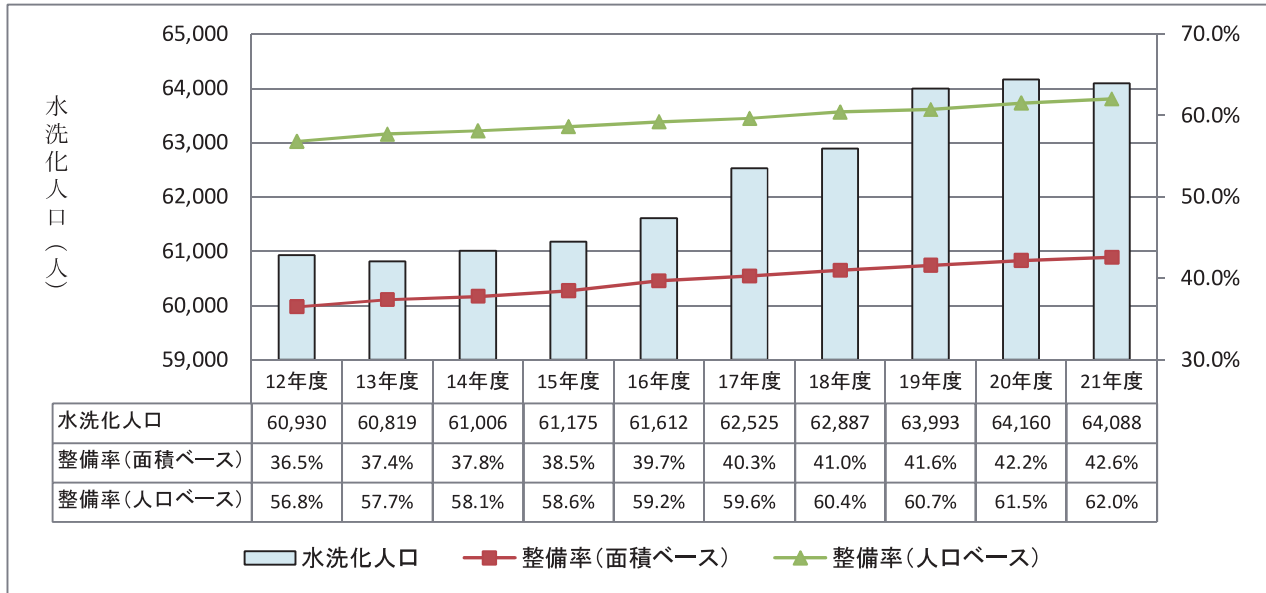
図表 2.3.8 COD 濃度の経年変化(「別府市の環境」22年版より)

備考1：H14 年度春季測定値は赤潮発生のため除外し3回の平均値をとった。
備考2：H21 年度は夏季の参考値も含み平均値をとった。

➤河川付近の地域では「境川を守る会」や「春木川を守る会」が河川敷の草刈りや清掃活動によって河川愛護活動を続けています。

▶下水道の状況を見ると、順次整備が進められていますが、汚水の下水道人口普及率は平成21年度末で62.0%、水洗化率は98.4%となっています。

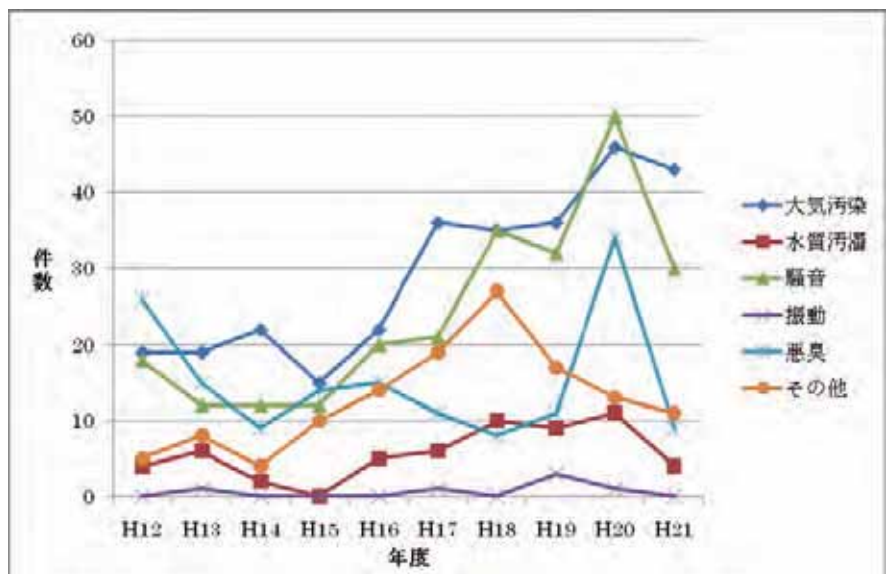
▶本市のし尿処理は、公共下水道事業の進展とともに年々減少していますが、浄化槽の清掃により排出される浄化槽汚泥の処理は増加してきています。



図表 2.3.9 下水道の普及率(「別府市の環境」22年版より)

4. 公害苦情

最近では、生活に密着した苦情が多く、野外焼却による煙害(大気汚染・悪臭)の苦情が増加傾向にあります。



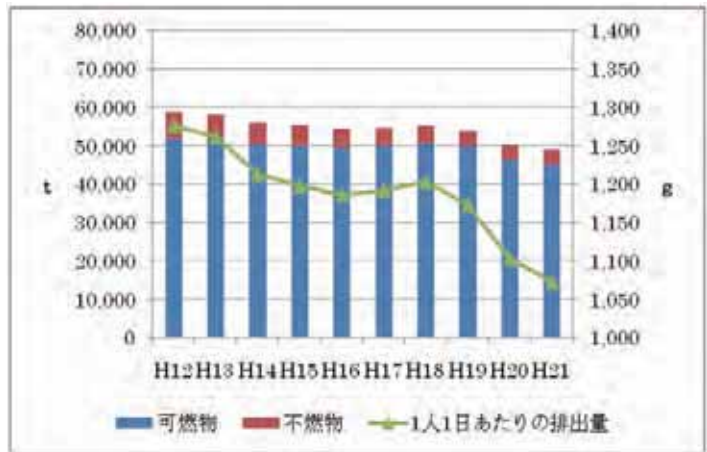
図表 2.3.10 公害苦情件数の経年変化(「別府市の環境」22年版より)

5. 廃棄物・リサイクル

本市のごみ収集業務は、平成18年4月から一部を民間委託し収集回数は可燃ごみが週2回、不燃ごみは月2回となっています。資源物回収として、平成6年12月から新聞紙・雑誌・段ボール・古布の4品目は月2回、平成10年12月から缶・ビン・ペットボトルの3品目は月2回の回収を始めました。また、平成22年2月からペットボトルキャップの回収をリサイクル情報センターで開始しました。

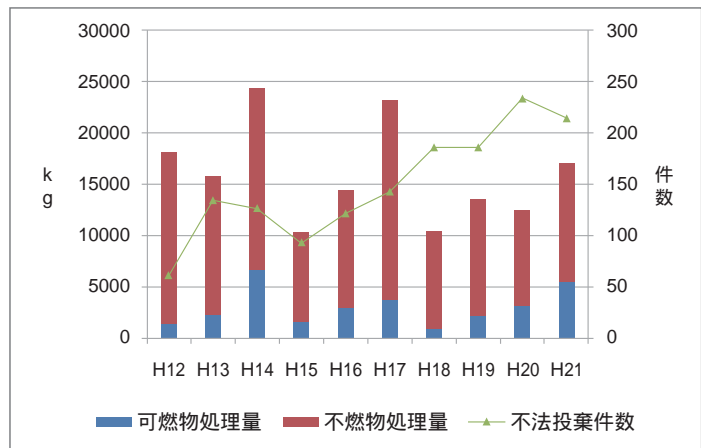
一方、平成9年4月より指定ごみ袋制度を導入し、ごみの減量化推進・負担の公平化を図っています。

▶不法投棄が山間部等で増加傾向にありますが、啓発活動を進めるとともに、監視カメラの設置などによって監視体制を強化しています。



図表 2.3.11 一般廃棄物処理量の経年変化
(「別府市の環境」22年版より)

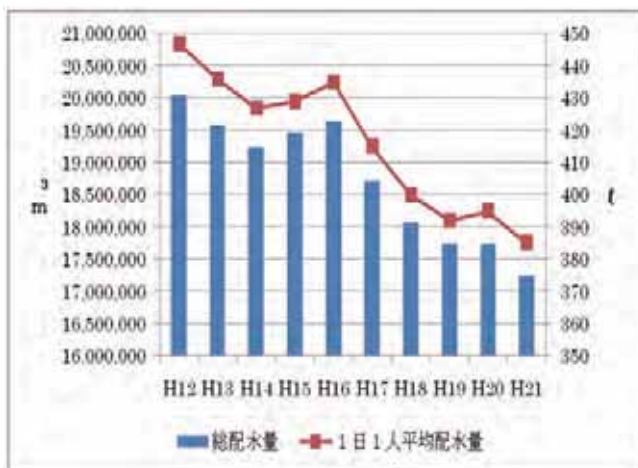
図表 2.3.12 不法投棄件数及びその処理量
(「別府市の環境」22年版より)



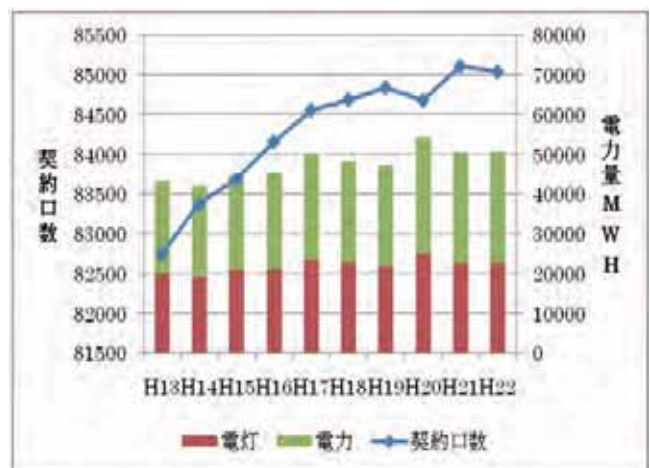
6. 水資源・エネルギー

水の使用量、市民1日1人あたりの水道配水量のいずれも減少傾向にあります。

核家族化等により電力の契約口数は増加傾向ですが、電力総量は横ばい状態です。



図表 2.3.13 年次別配水量の経年変化
(「別府市の環境」22年版より)



図表 2.3.14 電力需要状況の経年変化
(「別府市の環境」22年版より)

2-4. 環境保全活動の現状

河川付近の地域では「境川を守る会」や「春木川を守る会」の団体が河川敷の草刈りや清掃活動によって河川愛護活動を続けています。

6月の全市一斉清掃や7月の海岸海浜清掃により、地域住民だけでなく全市的な取り組みとして環境美化に努めています。

また、観光客の表玄関とも言うべき別府駅前については、5月にごみのポイ捨て禁止キャンペーンにより市職員をはじめ民間企業やこどもエコクラブの協力を得て環境美化活動を実施しています。



【写真：ごみのポイ捨て禁止キャンペーン（北浜公園）】



【写真：アースデイおおいた2010（別府公園）】

平成22年度から「アースデイおおいた2010」に正式参加し、環境NPOや環境に配慮したお店の集まりとの連携を深めながら、少しでも環境のことを考えてもらうための展示やアトラクションを企画・展開しています。

環境保全活動及び環境教育活動に関しては、こどもエコクラブ制度やまちづくり出前トーク制度などを通して、環境保全活動への啓発に努めています。海、川や山を対象としたこどもエコクラブとの自然観察会や水生生物調査、地球温暖化についての市民向けの講演、小学生への出前授業などを実施しています。

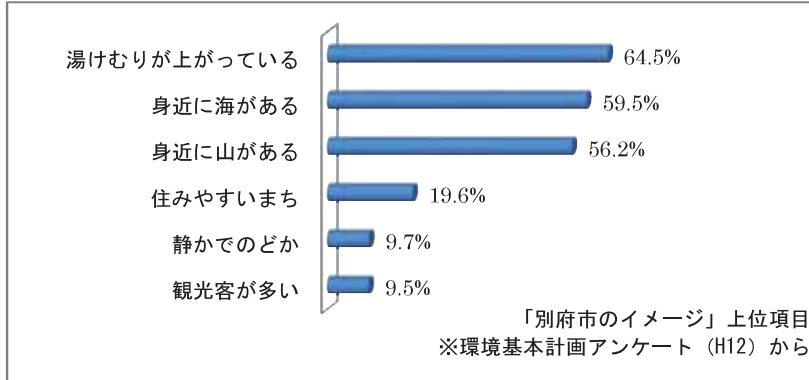


【写真：水生生物調査（朝見川上流）】

2-5. 別府市の環境に関するアンケート

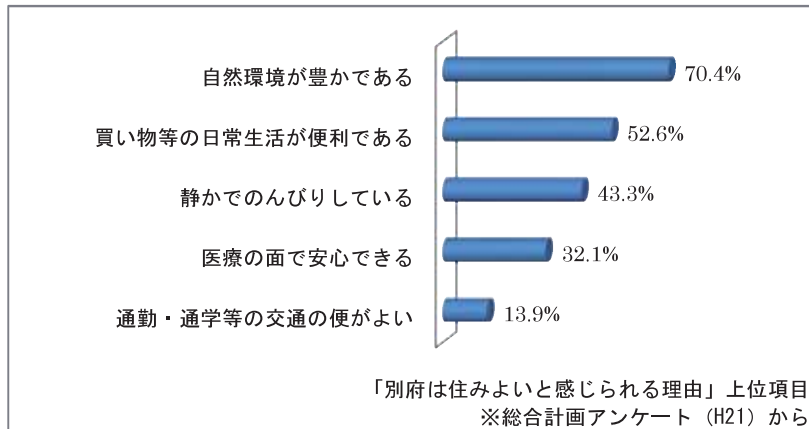
❖別府市の環境について、平成12年に市民の方にアンケート調査を行っています。

別府市のイメージを17項目の中から3つ選んでもらったところ、「湯けむり」があり「海と山」が身近にあるというイメージを多くの方が持っていました。



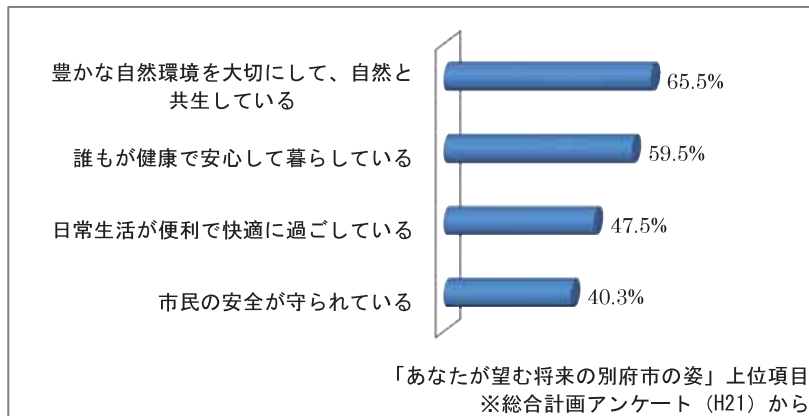
市民（16歳以上）1,624人のアンケート結果です。小・中学生919人にも同様のアンケートを行いました。似た結果となりました。

❖平成21年にも、アンケートを行っていますが、別府が住みよい理由として「自然環境が豊かである」を理由にあげる人が最も多い結果となっています。



総合計画策定にあたるアンケートで、「別府は住みよい」と答えた市民901人にその理由を3つ選んでもらった結果です。

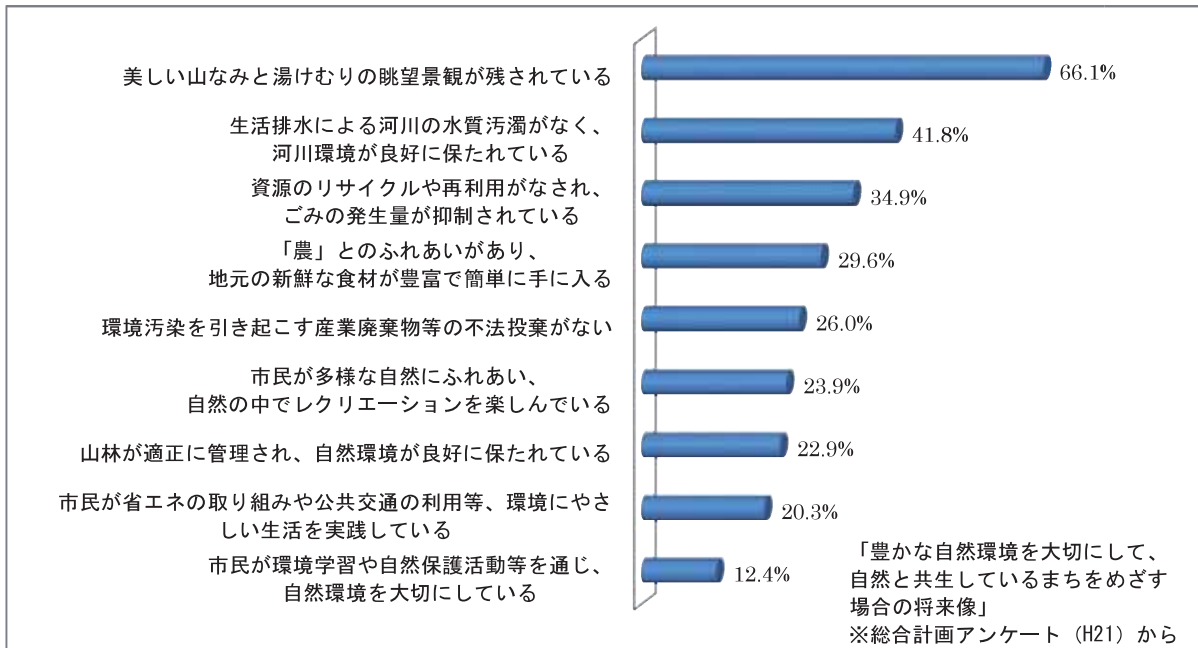
❖また、市民が望む将来の別府市の姿については、6割以上が「豊かな自然環境を大切に、自然と共生している」まちを望んでいます。



あなたが望む将来の別府市の姿について、項目の中から3つ選んでもらった結果です。

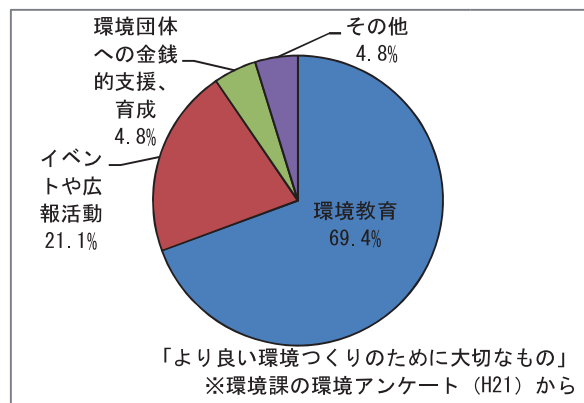
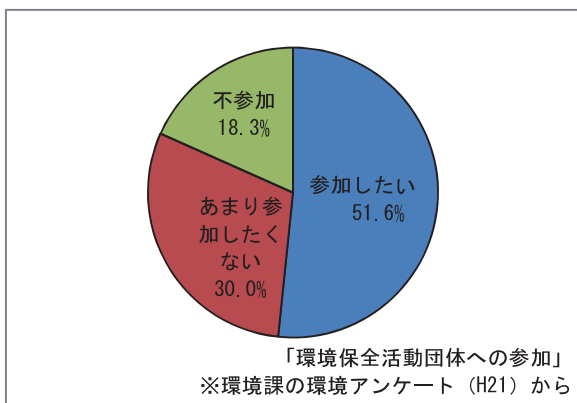
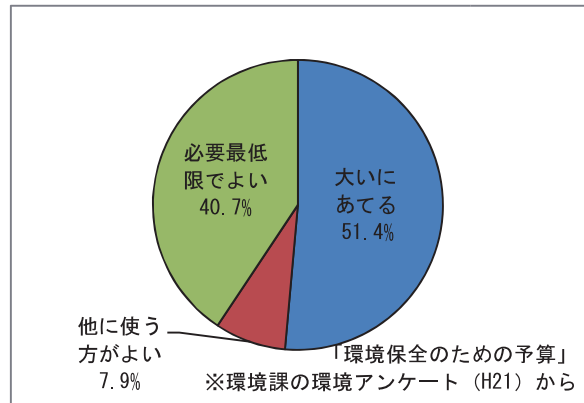
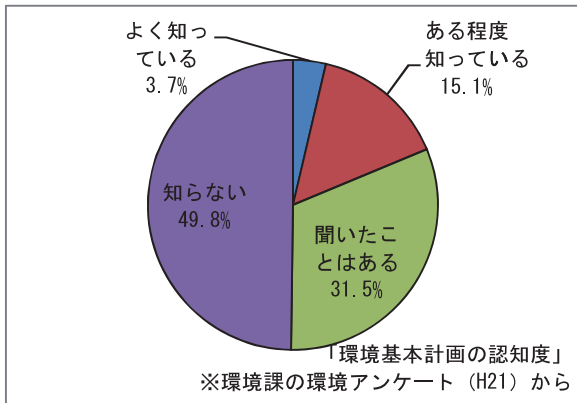
別府市は「自然が豊かで身近にあるまち」であり、その自然を大切に、将来にも残したいと感じている人が多いのがわかります。

❖ 「豊かな自然環境を大切に、自然と共生している」まちをめざす場合の将来像として、「美しい山なみと湯けむりの眺望景観が残されている」と考えている人が最も多い結果でした。



❖ その他のアンケート結果について

- ▶ 環境基本計画の認知度は → 「知らない」人が2人に1人います。
- ▶ 環境保全のための予算配分は → 「大いにあてるべき」と考えている人が2人に1人います。
- ▶ 環境保全活動団体への参加は → 「参加したい」と考えている人が2人に1人います。
- ▶ より良い環境をつくるために大切なものは → 多くの方が「環境教育」を選んでいきます。



- 「以下の6項目の中で、大切だと思う順番に番号を付けてください」という質問に対しては
道路・下水道の整備 防災対策 教育や生涯学習 福祉や医療
自然保護や地球温暖化対策 観光や商業

上位3番目までにあげる人が一番多かった項目は→ 「福祉や医療」です

- 1～3番をつけた人が多かった順番及びその割合

1	福祉や医療	74%
2	自然保護や地球温暖化対策	62%
3	教育や生涯学習	60%
4	防災対策	41%
5	観光や商業	35%
6	道路や下水道の整備	16%

※環境課の環境アンケート（H21）から

❖資料：アンケートに関する概要

	環境基本計画アンケート（H12）	総合計画アンケート（H21）	環境課の環境アンケート（H21）
時期	H12. 7～8	H21. 8～9	H21. 12
調査対象	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学生 919人 ・市民（16歳以上）4,000人 ・事業所 500人 ・観光客 500人 	市民（16歳以上）3,000人	市内約50,000世帯
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学生 各学校に配布回収 ・市民（16歳以上） 郵送配布回収 ・事業所 郵送配布回収 ・観光客 宿泊施設等で配布回収 	郵送配布回収	<ul style="list-style-type: none"> ・市報と一緒にアンケートを全戸配布、回収 ・市のホームページで回答、送信
有効回収数	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学生 919人 ・市民（16歳以上）1,624人 ・事業所 210人 ・観光客 217人 	1,073人	219世帯

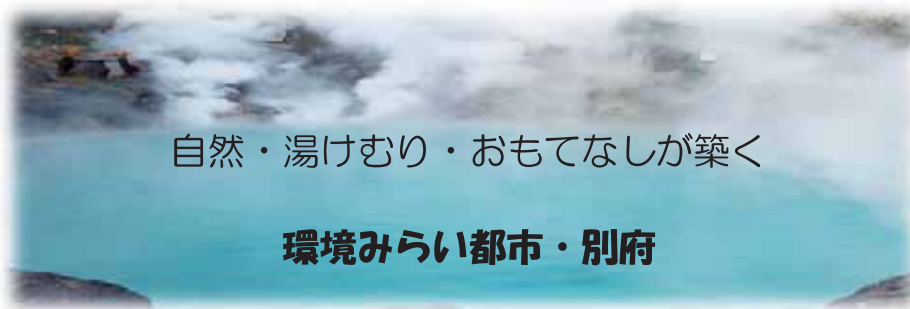
2-6. 別府市の望ましい環境像

❖望ましい環境像

私たちのまち“別府”は、緑なす山並みと紺ぺきの海、そして豊かな温泉に恵まれて今日まで国際観光温泉文化都市として栄えてきました。別府市民はもちろん、外来者もこれらの自然や湯けむり景観を限りなく愛し、また誇りとしています。こうした天恵の自然の中で、一層住みよい生活を確保するために別府市民は自然を生かし、豊かで住みよいまちづくりに総力を挙げねばなりません。

また、それは豊かな自然や湯けむりのまちの歴史の中で培われた「おもてなしの心」にもつながっています。自然を思いやり、湯けむり景観を守っていくことだけでなく、訪れる人をもてなすことも、観光地“別府”を後世に残していく重要な戦略になります。

そのようなことから、「自然」、「湯けむり」、「おもてなし」をキーワードに、市民の意識アンケート結果も踏まえ、別府市の望ましい環境像を下記の通り設定します。



❖環境像を実現するための基本目標

別府市の望ましい環境像の実現に向けて、国の環境基本計画の長期的目標でもある「共生」・「循環」・「国際的取組」・「参加」の4つの大きな目標に沿って、目指すべき具体的な基本目標を以下のように設定します。

基本目標1

【共生】：多様で健全な自然・生きものと共生し、
潤いと安らぎのある快適なまちにしよう

基本目標2

【循環】：限られた資源を大切にし、
健康で安心して暮らせるまちにしよう

基本目標3

【国際的取組】：未来の世代、地球市民のことを思いやり、
身近なことから取り組もう

基本目標4

【参加】：共に考え、みんなで協働して、
環境を守り、育てよう

第3章 望ましい環境像の実現に向けての取り組み

3-1. 環境施策体系

望ましい環境像を実現するためには、市民・事業者・市がそれぞれの立場でできることを明確にし、共に働いていくことが必要です。4つの基本目標に基づいて環境を保全または創造する施策を整理します。

施策体系図

基本目標	施策の方向	主な施策
<p style="text-align: center;">共生</p> <p>多様で健全な自然・生きものと共生し、潤いと安らぎのある快適なまちにしよう</p>	<p>人と自然が共生するまちをめざす</p> <p>心と体を癒せるまちでおもてなしをする</p>	<p>多様な自然環境の保全</p> <p>緑と花のまちづくり</p> <p>水や土と親しむまちづくり</p> <p>美しい都市景観の形成</p> <p>ふらっと歩きたくなるまちづくり</p> <p>歴史・文化の保全・活用</p>
<p style="text-align: center;">循環</p> <p>限られた資源を大切にし、健康で安心して暮らせるまちにしよう</p>	<p>資源・エネルギーを持続的に使う</p> <p>水が健全に循環する環境を保全する</p> <p>健全な生活環境を保全する</p>	<p>資源の循環と有効利用</p> <p>水資源の保全</p> <p>温泉資源の保全</p> <p>大気・水質の保全</p> <p>騒音・振動・悪臭の防止</p> <p>土壌・地盤環境の保全</p>
<p style="text-align: center;">国際的取組</p> <p>未来の世代、地球市民のことを思いやり、身近なことから取り組もう</p>	<p>観光と国際のまち別府から地球環境保全を推進する</p>	<p>地球温暖化防止運動の推進</p> <p>国際交流の推進</p>
<p style="text-align: center;">参加</p> <p>共に考え、みんなで協働して、環境を守り、育てよう</p>	<p>環境を支える人づくり・仕組みづくりを推進する</p>	<p>環境教育・環境学習の推進</p> <p>環境美化の推進</p> <p>環境パートナーシップの構築</p>

3-2. 市の取り組む施策

共生

基本目標1

多様で健全な自然・生きものと共生し、潤いと安らぎのある快適なまちにしよう

施策の方向1

人と自然が共生するまちをめざす

主な施策

多様な自然環境の保全

- 枝打ち、間伐等適切な施業を推進する……………〔農林水産課〕
※施業：植栽、下刈り、除伐、間伐、伐採など森林に対する何らかの人為的働きかけのこと。
- 公有林については、水源のかん養、地球温暖化の防止等の多面的機能の充実を図る……………〔農林水産課〕
※水源のかん養：土壌に水がしみこみ、きれいに浄化する機能のこと。
- 農地や森林の適切な維持管理を推進する……………〔農林水産課〕
- 林道や水路など農林業基盤整備において環境に配慮する……………〔農林水産課〕
- 野焼き等による半自然草原の維持を支援する……………〔環境課〕
- 多様な主体と連携して自然環境を保全する……………〔環境課〕
- エコツアーの実現を目指し、自然観察地域の創出を推進する……………〔環境課〕
- 別府地域の生物分布調査を検討する……………〔環境課〕
- ホタルが棲む水辺空間への関わりを増やす……………〔環境課〕
- 海浜植物の生育地（関の江海岸・上人ヶ浜海岸）を保全する……………〔環境課〕
- 自然海岸を保全する……………〔都市政策課〕



【 写真：ヒゴタイ 】

緑と花のまちづくり

- 都市計画に基づき、適正な計画的土地利用を推進する。また、まちづくり条例や地区計画等を導入することにより、環境保全を図る〔都市政策課〕
※地区計画：自分が住んでいる地区の道路、公園等の地区施設や居住環境、まちなみ景観などについて、住民の手づくりの計画に基づきすすめていこうとする手法。
- 緑の基本計画に基づき、計画的に緑地を推進する〔公園緑地課〕
- フラワーシティ別府を進めるため、自治会等に花苗を配布する
〔公園緑地課〕
- ガーデニング教室を開催する〔公園緑地課〕
- 都市公園、ポケットパーク、ちびっこ広場等を整備する〔公園緑地課〕
※ポケットパーク：都市の中に設けられた小さな公園のこと。
- ボランティアに保護樹保護活動などへ参加呼びかけを行う〔生涯学習課〕
- フォトコンテストなどにより保護樹の広報と啓発を行う〔生涯学習課〕
- 季節の変化が楽しめるような広葉樹を主体とした植栽を推進し、景観保持に努め、観光都市にふさわしい森林づくりを図る〔農林水産課〕
- 街路植栽と維持管理を推進する〔道路河川課・公園緑地課〕
- 公共空間において緑陰や水を活かした潤い共生空間を形成する〔施設管理者〕
- 公共空間において地域の自然や景観を活かす植栽計画を推進する
〔都市政策課・公園緑地課〕
- 学校等においてビオトープを設置する〔学校教育課・施設管理者〕
※ビオトープ：動物や植物が恒常的に生活できるように造成や復元された小規模な生息空間。

【 写真：春木川フラワーパーク 】

(「別府市誌」2003より)



水や土と親しむまちづくり

- 漁業との連携により水産資源に関する調査・検討を行う……………〔農林水産課〕
- 親水空間の創出と利用を促進する……………〔農林水産課・都市政策課・道路河川課〕
- 環境に配慮した河川整備、港湾整備を推進する……………〔都市政策課・道路河川課〕
- 水辺の生物が生育できる魅力あるウォーターフロントを創出し、別府港（北浜・餅ヶ浜・上人ヶ浜地区）海岸事業を推進する……………〔都市政策課〕

※ウォーターフロント：海岸、河岸等の水辺空間、水に面する地域のこと。

- 遊休農地を活用した市民農園を拡充させる……………〔農林水産課〕
- ザボン園の活用方を検討する……………〔農林水産課〕
- 生産者と市民の交流を深めるため農産物フェアを拡充する……………〔農林水産課〕
- マルチ、農薬容器など、農業廃棄物の適正な処理の広報、啓発を行う……………〔農林水産課〕

※マルチ：耕地で作物の根の周辺を覆うビニールやわらのこと。

- 無農薬・減農薬、低化学肥料など環境に負荷の少ない農業を啓発する……………〔農林水産課〕



【 写真：内成の棚田 】

（「別府市誌」2003より）

施策の方向2

心と体を癒せるまちでもてなしをする

主な施策

美しい都市景観の形成

- 犬の散歩マナー向上を啓発する……………〔環境課〕
- ポイ捨て禁止のため、モラル向上キャンペーンを実施する……………〔環境課〕
- 駅周辺等の自転車放置の禁止を啓発する……………〔環境課〕

- 都市景観形成の意識啓発をする……………〔都市政策課〕
- 景観条例等により景観形成重点地区、地区計画等を策定する……………〔都市政策課〕
※景観形成重点地区：温泉湯けむりの貴重な特色が象徴的に現われている地区、温泉湯けむり景観を先導的に創造する地区など、特に重点的に良好な景観の形成に関する施策を図る必要があると認められる地区であり、条例で定めている。
※地区計画：32ページに注釈あり。
- 景観条例、重点景観計画等により建築物等の行為を規制・誘導する……………〔都市政策課〕
……………〔都市政策課〕
※重点景観計画：景観形成重点地区を指定したときに定める景観計画（区域、区域における良好な景観の形成に関する方針、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項等）。
- 公共サインを策定する……………〔都市政策課〕
- 看板など屋外広告物に対し助言・指導する……………〔都市政策課〕
- 電線類を地中化する……………〔道路河川課・道路管理者〕
- 光害などが無いよう環境に配慮し、公共施設において魅力的な照明方法を検討する……………〔都市政策課・施設管理者〕



【 写真：別府市街地 】

ふらっと歩きたくなるまちづくり

- 観光基本計画に基づき計画的な温泉観光を推進する……………〔観光まちづくり課〕
- 観光スポットのネットワーク化によりモデルコースを設定する……………〔観光まちづくり課〕
- 観光案内板を整備する……………〔観光まちづくり課〕
- 移動距離の短い観光ルート・モデルを作成する……………〔観光まちづくり課・温泉課〕
- バス券と八湯めぐり券を組み合わせたサービスにより「環境みらい都市・別府」を実現する（関連：大気・水質の保全）……………〔政策推進課・観光まちづくり課〕

- パークアンドライドを整備する.....〔都市政策課・道路河川課〕
 ※パークアンドライド：出発地からは自動車を利用し、途中で電車やバスなどに乗り換えて目的地まで移動する方式。地方都市などの都心部渋滞対策として導入されている。
- 事業者と連携して駐車場情報を提供する.....〔観光まちづくり課・都市政策課〕
- 自然と親しめる遊歩道を整備・統合化する.....〔道路河川課〕
- 山の自然と触れ合えるハイキングコースを整備する
〔観光まちづくり課・道路河川課〕
- 緑陰や憩い空間、花や水のある魅力ある歩行空間を整備する（関連：緑と花のまちづくり）.....〔道路河川課・公園緑地課〕
- バリアフリーのまちづくりを推進する.....〔都市政策課・道路河川課〕
- 中心市街地の活性化を図る.....〔商工課・都市政策課〕

歴史・文化の保全・活用

- 歴史的建築物など文化財を、パンフレット等を利用し、意識の高揚と保全に努め、観光資源としても活用する.....〔生涯学習課〕
- 竹細工伝統産業会館を活用し、体験型の竹加工、竹細工教室を開催する
〔商工課〕
- 竹細工技術・技法を伝承するために人材育成を行う.....〔商工課〕
- 竹工芸・竹文化を情報収集・発信する.....〔商工課〕
- 郷土の食材を活用した名物料理を創出し、活用する
〔観光まちづくり課・農林水産課〕



【 写真：竹細工 】
 （「別府市誌」2003より）

基本目標2

限られた資源を大切にし、健康で安心して暮らせるまちにしよう

施策の方向3

資源・エネルギーを持続的に使う

主な施策

資源の循環と有効利用

- 環境学習、リサイクルなどの講座を開催して、3Rを啓発する [環境課]
- リサイクル情報センターを充実させ、リサイクル情報・環境学習などの交流センター機能の充実を図り、市民と気軽に情報交換等の交流を行う [環境課]
- 資料・ビデオライブラリーを整備し、貸し出しを検討する [環境課]
- リサイクル講座・工房の拡充を図る [環境課]
- リサイクル品抽選会により意識啓発を図る [環境課]
- フリーマーケット等を開催する [環境課]
- リサイクル推進店との協働によるごみ減量等を検討する [環境課]
- 事業者、市民と協力して、マイバッグ運動を推進し、マイバッグ持参率を向上させる [環境課]
- 生ごみの堆肥化を推進し、生ごみ処理容器の設置補助をする [環境課]
- 廃棄物バイオマスについて推進する [環境課]
※廃棄物バイオマス：家畜排せつ物や生ゴミ、木くずなどの動植物から生まれた再生可能な有機性資源のこと。化石燃料に代わるエネルギー源として期待されている。
- 食品リサイクル法について周知を図る [環境課]
- 容器包装リサイクル法に基づく缶、びん、ペットボトル等の分別収集、リサイクル処理体制などの整備を図る [環境課]
- 廃棄物減量等推進員により分別指導体制を整備・促進する [環境課]
※廃棄物減量等推進員：ごみの分別やリサイクルを進めていくため、市が委嘱した市民。
- 集団回収を支援する [環境課]
- 風倒木等のリサイクルを検討する [環境課・公園緑地課]
- 廃食用油を回収し、バイオディーゼル燃料等にリサイクルする。また、環境学習の一環としてせっけん作りなどに有効利用する [環境課・学校教育課]

- 広報紙を通じエコ商品を紹介する等グリーン購入を進める〔商工課・環境課〕
- 公共事業の建設資材及び残土のリサイクルを推進する〔建設部〕
- 中間処理施設からの環境負荷の監視や環境負荷を極力抑えるなど、ごみ処理に伴う環境負荷の低減をめざす。(施設の老朽化に伴い平成26年4月新施設稼働に向けて大分県環境影響評価条例に準拠した施設更新としているため、更新後はさらなる環境負荷を低減できる)〔広域圏〕
- 南畑不燃物処理場を適正に維持管理し、効率的に運営する〔環境課〕
- 省エネ行動に向け広報紙等で啓発する〔環境課〕
- 採光の工夫、太陽光などの自然エネルギーを利用した省エネ住宅、省エネオフィスの普及啓発をする〔環境課〕
- 公共施設で断熱、採光、通風等を工夫する〔建築住宅課・施設管理者〕
- 街灯や公共施設の照明を省エネ型に順次交換する〔建築住宅課・施設管理者〕
- 公共施設で省エネ型機器を導入する〔建築住宅課・施設管理課〕
- 省エネ型街路照明の導入や時間帯・季節に応じた適正な管理、また、特色ある街路照明を設置し、通り会などへの管理の委託を検討する〔道路河川課〕
- 地熱、温泉熱、太陽光、太陽熱等の利用を促進する〔施設管理者〕
- ごみ処理施設等の余熱を利用する〔施設管理者〕



【 写真：フリーマーケットの開催風景 】

施策の方向4

水が健全に循環する環境を保全する

主な施策

水資源の保全

- 「別府市地域水道ビジョン」に基づき、地球規模の水循環のしくみ、別府市の水源や配水管の布設状況等について広報をし、水資源の大切さを啓発するとともに、水質保全意識の高揚を図る〔水道局〕
- 安全でおいしい水を提供できるよう、水道原水から蛇口に至るまで、徹底した衛生管理を行えるような監視、検査を実施する〔水道局〕
- 漏水調査を実施し、漏水の早期発見、修繕に努める。老朽化した配水管の布設替え工事を推進し、漏水の事前防止に努める〔水道局〕
- 効果的な水道施設の整備、更新により将来にわたる水供給の安定化を実現するとともに、地震など災害に強い施設の整備を推進する〔水道局〕
- 水源地への認識を高めるとともに、かん養林の育成等、水源地の保全強化を図る。また、水源地保護の大切さを啓発する〔水道局〕
- 水道施設においてエネルギー消費効率の高い設備への更新や太陽光発電の導入、浄水汚泥の有効利用、再利用可能な資材の利用などを推進する〔水道局〕
- 公共施設において雨水貯留槽を設置し、雨水を利用する〔施設管理者〕
- 道路において排水性舗装を導入する〔道路河川課〕
- 公共の駐車場等において透水性舗装の導入を促進する〔施設管理者〕

※透水性舗装：雨水を地表へ浸透させる舗装のことで、雨水の流出抑制や地下水のかん養などの効果がある。

- その他公共空間において土面を保全する〔施設管理者〕
- 民有地において雨水の地下浸透を促す指導をする〔道路河川課〕
- 農地、樹林地、ため池の持つ多面的機能を保全する〔農林水産課〕

※多面的機能：雨水を一時的に貯水する洪水防止機能、森林や水田等により土壌の流出を防ぐ機能、一時的に貯留した水を徐々に地下に浸透させる水源かん養機能、田んぼの水の気化熱により気温の上昇を防ぐ機能、雨水に含まれる物質が土に吸着されることにより水が浄化される機能、田んぼやため池、山などに様々な動植物が生息し、豊かな生態系が保たれる生態系維持保全機能、森林浴や心安らげる田園風景などによる癒し・憩い機能など。

温泉資源の保全

- 温泉・湯けむりの持続的な利用を図る [温泉課]
- 湯けむり景観眺望地を選定PRする [観光まちづくり課]
- 湯けむり景観写真・絵画コンテスト等を企画運営する [観光まちづくり課]
- 湯けむりの文化的景観選定をする [生涯学習課]
- 温泉資源の保全意識を啓発する [温泉課]
- 掘削、口径、揚湯量などの制限により保全する [温泉課]
- 温泉かん養林の位置づけと保全の検討を行う [農林水産課]
- 合理的な配湯システムを確立する [温泉課]
- 配湯管および温泉の適切な維持管理を推進する [温泉課]
- 適正温度による安定供給を図る [温泉課]

※配湯システム：市では、所有する34孔の源泉を活用して、7つの路線で給湯事業を行っている。給湯先は、市営温泉や共同温泉等の76ヵ所。給湯管の総延長は30kmにも及び、24時間給湯を続けている。この給湯事業により、温泉が湧出しない地域においても温泉を利用することが可能となっている。



【 写真：鉄輪の湯けむり 】

施策の方向5

健全な生活環境を保全する

主な施策

大気・水質の保全

- 広域的な連携のもとでの交通需要マネジメントシステムの導入を図る [政策推進課・環境課・道路河川課]

※交通需要マネジメントシステム：自動車利用者の行動を変えることにより、道路混雑を緩和する手法。

- 公共交通の利便性向上を図る……………〔政策推進課〕
- 公共交通事業者・関係者との連携により、公共交通環境の整備を検討する……………〔政策推進課〕
- わかりやすい道路標識や交通規制等の道路案内を整備する……………〔道路河川課〕
- エコドライブを普及するため、広報紙等で啓発する……………〔財産活用課・環境課〕
- 低公害車普及のため、率先的に公用車に低公害車を導入する……………〔財産活用課〕
- 台所等からの汚濁の流出削減に向け啓発を行う……………〔環境課・下水道課〕
- 下水処理場、ポンプ場等の下水道施設の充実と適正な維持管理をする。また、合併処理浄化槽の保守点検や清掃の啓発・指導をする……………〔環境課・下水道課〕
- 合併処理浄化槽の設置補助制度の活用を進める……………〔環境課〕
- 公共下水道の整備を推進し、個別訪問などで接続を促進する……………〔下水道課〕

騒音・振動・悪臭の防止

- 土地利用の混在により、騒音や悪臭の発生源と住宅が隣接し、公害が発生しないよう未然防止に努める……………〔都市政策課〕
- 道路の規格を沿道土地利用に合わせて、段階的な構成にし、住宅地周辺の大型車通過の排除に努める（関連：大気・水質の保全）……………〔都市政策課〕
- 雨水を路面から速やかに除く排水舗装や透水性舗装の導入により、騒音の低減を図る（関連：水資源の保全）……………〔道路河川課・道路管理者〕
- 水路の清掃について、地域住民の自発的取り組みを促す……………〔道路河川課〕

土壌・地盤環境の保全

- ゴルフ場や農家などに農薬を適正に使用するよう広報する……………〔農林水産課〕
- 地盤沈下防止のため、地下水採取の届出を参考に地下水位を確認しながら、計画的な地下水・温泉水の利用に努める……………〔温泉課〕

国際的取組

基本目標3

未来の世代、地球市民のことを思いやり、身近なことから取り組もう

施策の方向6

観光と国際のまち別府から地球環境保全を推進する

主な施策

地球温暖化防止運動の推進

- 広報紙等で「うちエコ」を啓発するなど、エネルギーの有効利用を推進する（関連：資源の循環と有効利用）〔環境課〕

※うちエコ：うち（家庭やオフィス）でできるウォームビズ等の温暖化防止の取り組み。

- 省エネ法に基づく中長期計画を策定し市の施設の省エネ化を推進するとともにその利用促進の情報を提供する〔環境課〕

※中長期計画：改正省エネ法によって特定事業者に義務付けされた報告書で、エネルギー使用合理化の計画やその効果について記載したもの。

- 地球温暖化対策率先実行計画の目標達成に向けた取り組みを推進する〔環境課〕

※地球温暖化対策率先実行計画：市の施設を対象に、温暖化の原因である温室効果ガスを削減していくための計画。

- 家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）等を推進する〔環境課〕

- 酸性雨の実態調査を継続的に実施検討する（関連：大気水質の保全）〔環境課〕

- 森林保全のために、建設型枠の再使用の推進に関する啓発を行う（関連：資源の循環と有効利用）〔建設部〕

- 用紙類のリサイクルを推進する（関連：資源の循環と有効利用）〔環境課〕

- 国内産木材および間伐材等の有効利用を検討する〔農林水産課・環境課〕

国際交流の推進

- 姉妹都市との環境交流を推進する〔文化国際課〕

- 留学生との交流、環境学習を推進する〔文化国際課〕

- 民間レベルでの国際的な環境保全活動を支援する〔文化国際課〕

- 発展途上国からの留学生・研修生を受け入れる〔文化国際課〕

基本目標4

共に考え、みんなで協働して、環境を守り、育てよう

施策の方向7

環境を支える人づくり・仕組みづくりを推進する

主な施策

環境教育・環境学習の推進

- 学校や生涯学習の場で、環境教育アドバイザーや環境カウンセラーを活用する
.....〔学校教育課・生涯学習課〕

※環境教育アドバイザー：大分県が委嘱している環境問題についての有識者や環境NPO法人等。講演会や研修会に派遣している。

※環境カウンセラー：市民活動や事業活動の中での環境保全に関する取り組みについて豊富な実績や経験を有し、環境保全に取り組む市民団体や事業者等に助言を行うことのできる人として環境省に登録されている人。

- 環境教育アドバイザーや環境カウンセラーとなる人材の育成に努める
.....〔環境課〕

- 生涯学習講座において環境学習講座を開催する.....〔生涯学習課〕

- 公民館、サザンクロスなどにおいて環境学習講座を開催する.....〔生涯学習課〕

- おじかにおいて体系的な自然体験プログラムを提供する.....〔生涯学習課〕

- 学校教育で自然とふれあえる体験学習を充実させる.....〔学校教育課〕

- 給食残さのコンポスト化を推進する.....〔学校教育課〕

- 学校教育において環境教育副読本を作成・配布する.....〔学校教育課〕

- 学校教育において環境教育指導テキストを活用する.....〔学校教育課〕

- 学校と地域との交流・連携を図る.....〔学校教育課〕

- こどもエコクラブ・サポーターの育成と交流を行う.....〔環境課〕

※こどもエコクラブ：環境省が応援する、地域のこどもが誰でも参加できる環境活動クラブ。

- こどもエコクラブの普及・啓発を行う.....〔環境課〕

- 「別府の自然」シリーズを継続的に発行し活用する.....〔環境課〕

※「別府の自然」シリーズ：別府市自然環境学術調査報告書「別府の自然」を基に、平成6年度より環境課で一般市民向けに発行している小冊子のこと。

- 親子自然観察会を開催する.....〔環境課〕
- 事業者にも環境学習の機会を提供する.....〔環境課〕



【 写真：自然観察会風景 】

環境美化の推進

- 市民・事業者主体により身近な街路や公園等の清掃美化、維持管理を推進する.....〔施設管理者〕
- 全市一斉清掃を推進する.....〔環境課〕
- 全市海岸海浜清掃を継続して実施し、海岸美化を図る.....〔環境課〕



【 写真：全市海岸海浜清掃風景 】

環境パートナーシップの構築

- 民間主導の環境活動や取り組みに対する支援を行う.....〔環境課〕
- 事業者への環境情報の提供、環境会議の呼びかけを行う.....〔環境課〕
- 市報、新聞、CATV、テレビ、インターネット等を活用する.....〔環境課〕
- 環境情報誌や「別府市の環境」を充実させる.....〔環境課〕
- 社会教育施設、市民団体、学校、自治会等の人材を活用する.....〔生涯学習課〕

3-3. 市民の取り組む環境配慮指針

共生

基本目標1

多様で健全な自然・生きものと共生し、潤いと安らぎのある快適なまちにしよう

多様な自然環境の保全

- ・植林運動や森林ボランティアなど緑を守る活動に参加・協力しよう。
- ・野生動植物の捕獲や採取は自制して保護しよう。
- ・ペットや外来生物などを捨てたりしないようにしよう。
- ・自然観察会などの自然体験学習へ参加し、自然保護意識を高めよう。
- ・自然の中にごみなどを捨てないようにしよう。

緑と花のまちづくり

- ・身近な地域の管理活動に参加し協力しよう。
- ・別府市指定の保護樹を大切にしよう。
- ・花や木を植えたり、屋上緑化やブロック塀を生垣にするなど、緑化に努めよう。

水や土と親しむまちづくり

- ・水辺の生き物調査や川にふれ親しむイベントに参加しよう。
- ・旬のもの、地場の農作物などを選び、地産地消に協力しよう。
- ・環境保全型農業による有機農作物の価値を見直し、選んで買おう。
- ・農業体験イベントに参加し、土とのふれあいを深めよう。

美しい都市景観の形成

- ・国、県、市などが実施する都市景観の形成や環境美化に関する施策に協力しよう。
- ・建物やその外観などは、周囲の景観に調和するようにしよう。
- ・空き缶・たばこなどのポイ捨てをやめよう。
- ・犬などのペットのふんは持ち帰ろう。
- ・野良ねこ等へのエサやりや、飼えなくなったペットを捨てるのはやめよう。

ふらっと歩きたくなるまちづくり

- ・ 快適な歩道空間を確保するため、沿道や空き地の清掃美化に協力しよう。
- ・ 快適な歩行に配慮するため、違法駐停車をなくそう。
- ・ 木漏れ日あふれる緑の空間づくりに努めよう。

歴史・文化の保全・活用

- ・ 地域の祭りなどに参加し、歴史・文化について知ろう。
- ・ 別府の文化財の保存や郷土芸能の振興に協力しよう。

循環

基本目標2

限られた資源を大切にし、健康で安心して暮らせるまちにしよう

資源の循環と有効利用

- ・ ごみの出し方や分別のルールを守り、ビン、缶、古紙などの資源の分別に努めよう。
- ・ 過剰包装を控えるなど、ごみを出さない買い物をしよう。
- ・ 物を大切にし、無駄な消費はやめよう。
- ・ 外出した時のごみの持ち帰りを進めよう。
- ・ 不用品交換などにより資源の再使用・再利用に努めよう。
- ・ 自治会などによる資源物回収運動に参加し資源物の回収に努めよう。
- ・ コンポストなどの利用により生ごみのたい肥化を心がけよう。
- ・ 不法投棄の防止を進めよう。
- ・ 電気、照明などをこまめに消し、節電に努めよう。
- ・ 冷暖房の設定温度に気をつけよう。（冷房時28℃以上、暖房時20℃以下）
- ・ 電化製品を購入する際には省エネ型の物を選ぼう。
- ・ 太陽光の利用や断熱材の使用など住宅の省エネ化を進めよう。
- ・ 環境家計簿を利用するなど、省エネに努めよう。

水資源の保全

- ・風呂の残り湯を利用するなど、水の再利用に努めよう。
- ・雨水の貯留利用や雨水の地下浸透を高める方法を進めよう。
- ・水道の蛇口に節水コマをつけることで節水に努めよう。

温泉資源の保全

- ・温泉を適正に維持管理し大切に使おう。
- ・緑化を進め、土地の保水能力を高めよう。

大気・水質の保全

- ・公共交通機関、自転車、徒歩のライフスタイルを心がけよう。
- ・アイドリングストップなどエコドライブを実践しよう。
- ・低公害車・低燃費車を利用しよう。
- ・ごみは自宅で焼かないように努めよう。
- ・川や海にごみを捨てない、汚さないようにしよう。
- ・洗剤の過剰使用や台所から油などを流さないようにしよう。
- ・台所では水切り袋を使い、野菜くずなどを流さないようにしよう。
- ・洗剤は環境にやさしい物を選ぼう。
- ・公共下水道が整備されたときには接続に努め、川の汚れ低減に協力しよう。
- ・下水道が整備されていない区域では、合併処理浄化槽を設置しよう。

騒音・振動・悪臭の防止

- ・音響機器を使用する際には、使用時刻、音量に注意しよう。
- ・近隣に迷惑となるような騒音や悪臭は出さないように努めよう。

国際的取組

基本目標3

未来の世代、地球市民のことを思いやり、身近なことから取り組もう

地球温暖化防止運動の推進

- ・省エネやエコライフスタイルに努め、**低炭素社会**に貢献しよう。
※低炭素社会：温室効果ガスの一つである二酸化炭素の排出の少ない社会。
- ・商品を購入する際には環境にやさしい商品の購入（グリーン購入）を進めよう。
- ・フロンガスを含む製品を購入したり使用したりしないようにしよう。
- ・国産材を使用し、海外の熱帯林を守ろう。
- ・市内の留学生との交流で海外の環境事情について理解を深め、地球環境問題について考えよう。

参加

基本目標4

共に考え、みんなで協働して、環境を守り、育てよう

環境教育・環境学習の推進

- ・いろいろなどで行われる環境教育・学習の場に参加しよう。
- ・「こどもエコクラブ」に登録し、エコクラブの輪を広げよう。
- ・環境カウンセラーや環境教育アドバイザーなどの制度を活用し環境への理解を深めよう。
※こどもエコクラブ：42ページに注釈あり。
※環境カウンセラー、環境教育アドバイザー：42ページに注釈あり。

環境美化の推進

- ・環境ボランティア活動に積極的に参加しよう。
- ・地域の清掃活動に参加し、川や海へのごみの流入を防止しよう。
- ・地区の環境美化活動に参加し、ごみのない地域づくりを進めよう。

環境パートナーシップの構築

- ・環境情報を交換し、積極的に活用しよう。
- ・NPO（民間非営利組織）などの行う環境イベントや環境保全活動に参加し、協働して環境保全意識の啓発や普及に努めよう。
※環境パートナーシップ：環境問題を解決するために、各主体が目的を共有し情報を共有し互いの特性や違いを認め対等な立場での役割分担の下でそれぞれが責任を持って取り組みを行う協力関係や連携関係のこと。

3-4. 事業者の取り組む環境配慮指針

共生

基本目標1

多様で健全な自然・生きものと共生し、潤いと安らぎのある快適なまちにしよう

多様な自然環境の保全

- ・ 所有する森林については、適切な整備・維持管理に努めよう。
- ・ 開発の際には、森林環境の保全や生物多様性の確保に配慮しよう。
- ・ 社内行事に自然とふれあうレクリエーションなどを取り入れよう。
- ・ 植林運動や自然保護活動イベントに参加、支援しよう。

緑と花のまちづくり

- ・ 事業場内の緑地化や屋上緑化を進めよう。
- ・ 地域の緑化活動へ参加・協力しよう。

水や土と親しむまちづくり

- ・ 開発に際しては、水辺環境の保全に配慮しよう。
- ・ 水辺を守る運動や海浜の清掃活動に支援・協力しよう。
- ・ 農業廃棄物のリサイクルや有機廃棄物の堆肥化など、環境保全型農業の取り組みに努めよう。
- ・ 農薬の使用量を減らす、生分解性資材を利用するなど土壌環境に配慮しよう。
- ・ 遊休農地の所有者は、市民農園や体験学習の場として有効活用に支援・協力しよう。

美しい都市景観の形成

- ・ 国、県、市などが実施する都市景観の形成や環境美化に関する施策に参画しよう。
- ・ 看板などの屋外広告物を設置する時は、周囲の景観に配慮しよう。
- ・ 街並みに調和した建物の外観に配慮しよう。
- ・ 営業車の迷惑駐車や事業場外の商品の放置はやめよう。

ふらっと歩きたくなるまちづくり

- ・ 快適な歩道空間を確保するため、事業場周辺や敷地の清掃美化に努めよう。
- ・ 快適な歩行に配慮するため、営業車などの違法駐停車はやめよう。
- ・ 事業場周辺の緑化運動に協力しよう。

歴史・文化の保全・活用

- ・ 伝統技術や産業文化を保全・継承しよう。
- ・ 歴史・文化遺産の保護・継承に支援・協力しよう。
- ・ 土地利用に際しては、別府の文化財の保護に配慮しよう。
- ・ 郷土芸能や地域の祭りの振興に協力しよう。

循環

基本目標2

限られた資源を大切に、健康で安心して暮らせるまちにしよう

資源の循環と有効利用

- ・ 過剰包装や使い捨て商品は出来る限り環境に配慮しよう。
- ・ 事業場でのごみの減量化や分別収集に努めよう。
- ・ 再使用・再利用しやすい製品の製造や販売を推進しよう。
- ・ 廃棄物の適正処理や資源物の再資源化に努めよう。
- ・ 冷暖房や照明の適正化など、事業場内の節電や省エネ化に努めよう。
- ・ 太陽光、風力、廃熱などの新エネルギーの導入を検討しよう。

水資源の保全

- ・ 事業場内の雨水の有効利用や地下浸透に努めよう。
- ・ 事業場内の用水の循環利用に努めよう。

温泉資源の保全

- ・ 水源地となる森の保全運動に協力しよう。
- ・ 余剰温泉水の減少に努めるなど、温泉資源を適正に利用しよう。

大気・水質の保全

- ・従業員の通勤には公共交通機関や自転車を推奨しよう。
- ・低公害車、低燃費車を積極的に導入しよう。
- ・共同配送の推進や物流の合理化を進めよう。
- ・アイドリングストップなどエコドライブの実践に努めよう。
- ・フレックスタイム制の導入などにより過度な交通量集中の緩和に協力しよう。
- ・揮発性有機化合物（VOC）の放出に配慮し、光化学スモッグの発生抑制に努めよう。

※揮発性有機化合物（VOC）：常温常圧で大気中に容易に揮発する有機化合物のこと。トルエン、ベンゼンなど。

- ・工場や事業場からの排出ガスの適正管理とともに、低公害型機器の導入に努めよう。
- ・排水の適正管理とともに、排水処理をさらに高度化し汚濁物質の削減に努めよう。
- ・ホテル・旅館においては温泉排水について環境配慮し、洗剤等の適正使用や、公共下水道への適正な接続に努めよう。

騒音・振動・悪臭の防止

- ・工場や事業場周辺への騒音・振動・悪臭の防止に努めよう。
- ・建設現場での低騒音、低振動型の機械の使用や工法の研究に努めよう。
- ・営業騒音の防止・低減に努めよう。

土壌・地盤環境の保全

- ・事業場内の有害物質の地下浸透防止及び土壌汚染防止に努めよう。
- ・農業においては、農薬などの適正な使用や農地の土砂流出の防止に配慮しよう。
また、畜産廃棄物の適正な処理を心がけよう。

国際的取組

基本目標3

未来の世代、地球市民のことを思いやり、身近なことから取り組もう

地球温暖化防止運動の推進

- ・ エコマーク商品など、環境にやさしい物品の購入（グリーン購入）に努めよう。
- ・ 事業場内のノンフロン化への転換を進めるとともに、フロンの適正な回収及び処理に努めよう。
- ・ 建設型枠などは繰り返し利用や間伐材の活用など、熱帯材の使用抑制に努めよう。

国際交流の推進

- ・ 事業者間の技術提携や研修などを通じて公害防止技術の技術交流を深めよう。
- ・ 環境問題を通して、事業者間の国際交流を進めよう。
- ・ 市内の大学に協力して、事業場見学など留学生の研修のための受け入れを進めよう。

参加

基本目標4

共に考え、みんなで協働して、環境を守り、育てよう

環境教育・環境学習の推進

- ・ 従業員に対する環境学習や環境研修に努めよう。
- ・ 子どもたちの社会見学、体験学習に協力しよう。
- ・ 環境保全知識を持つ人材の育成に努めよう。

環境美化の推進

- ・ 事業場周辺の側溝・河川・海などに環境配慮し、環境美化を心がけよう。
- ・ 事業者自らも地域の環境美化活動に取り組もう。

環境パートナーシップの構築

- ・ 環境情報の提供や発信に努めるとともに、他の主体との情報交換を積極的に行おう。
- ・ 市や環境 NPO などが主催する環境イベントや環境保全活動への協力・支援に努めよう。
- ・ ボランティアのための休暇制度の仕組みづくりや環境ボランティア活動への積極的な参加に努めよう。

資料編

資料 1 別府市環境基本計画の推進組織

(1) 別府市環境保全審議会

別府市環境保全審議会は別府市環境保全条例第 108 条に基づき、下記の 20 名の委員によって構成されています。

(別府市環境保全条例抜粋)

(設置)

第 108 条 自然環境及び生活環境の保全に関する重要な事項を調査審議するため、別府市環境保全審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第 109 条 審議会は、委員 20 人以内を持って組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 学識経験のある者
- (3) 民間団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市の職員

別府市環境保全審議会名簿

	職業等	氏名
会長	大分県厚生連鶴見病院名誉院長	明石 光伸
副会長	市議会議員	長野 恭紘
委員	//	萩野 忠好
//	//	松川 章三
//	//	原田 孝司
//	学識経験者	西田 實
//	//	竹村 恵二
//	//	千野 博之
//	//	刈田 利洋
//	//	江崎 一子
//	大分県別府市医師会	大藪 久憲
//	別府商工会議所	中尾 和博
//	別府市観光協会	古庄 剛
//	別府市農業協同組合	高橋 武良
//	別杵速見森林組合	恒松 貞雄
//	大分県漁業協同組合別府支店	三ヶ尻 正友
//	大分県建設業協会別府支部	後藤 憲志
//	大分県衛生環境研究センター	上田 精一郎
//	大分県東部保健所	樋田 俊英
//	別府市職員労働組合	加藤 美紀

(2) 別府市エコワーク委員会

別府市エコワーク委員会は「別府市環境施策の推進を図る組織に関する要綱」第2条に基づき、下記の通り組織されています。

(趣旨)

第1条 この要綱は、別府市環境基本計画（以下「基本計画」という。）が定める「望ましい環境像」の実現を目指し、環境施策の推進を図るための組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(エコワーク委員会の設置)

第2条 環境施策の推進を図る組織として、別府市エコワーク委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基本計画の推進を図るための実施計画の策定及びその進行管理に関すること。
- (2) 市が事業者又は消費者として環境保全に向けた取り組みの率先実行のための行動計画である率先実行計画の策定及びその進行管理に関すること。
- (3) その他基本計画の推進に関すること。

(委員会の組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員会に属すべき委員長、副委員長及び委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第5条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第6条 委員長は、必要に応じて会議を招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係職員等の出席を求めることができる。

(エコワーク幹事会の設置)

第7条 委員会は、第3条各号に定める所掌事務を処理するに当たり、当該所掌事務を補助するため、委員会に別府市エコワーク幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

(幹事会の組織)

第8条 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

2 幹事会に属すべき幹事長及び幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

(幹事会の会議)

第9条 幹事長は、必要に応じて会議を招集し、その議長となる。

2 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会の会議に関係職員等の出席を求めることができる。

(庶務)

第10条 環境施策推進組織の庶務を処理するため、環境課に事務局を置く。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、環境施策の推進を図る組織に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

委員長	生活環境部長
副委員長	総務部長
委員	教育長
	水道局長
	企画部長
	ONSEN ツーリズム部長
	福祉保健部長
	建設部長
	議会事務局長
	消防長

別表第2（第8条関係）

部等	課	備考
総務部	財産活用課長	
	契約検査課長	
企画部	政策推進課長	
	自治振興課長	
ONSEN ツーリズム部	観光まちづくり課長	
	温泉課長	
	商工課長	
	農林水産課長	
生活環境部	環境課長	幹事長
福祉保健部	社会福祉課長	
建設部	道路河川課長	
	都市政策課長	
	公園緑地課長	
	建築住宅課長	
	下水道課長	
	建築指導課長	
水道局	管理課長	
教育委員会	学校教育課長	
	生涯学習課長	
	スポーツ健康課長	
消防本部	庶務課長	

(3) 第2次別府市環境基本計画策定の経過

平成22年度

No.	月日	開催した会議	摘要
1	6/2	第1回別府市環境保全審議会の開催	第2次別府市環境基本計画の策定について概要説明
2	4/1～ 7/30	第2次別府市環境基本計画の策定に係る各課の個別施策及び成果目標値について協議	環境実施計画（仮称）として新設した成果目標値について協議
3	7/30	第2回別府市環境保全審議会の開催	本計画の策定について諮問、本計画の概要説明2回目、市の取り組む施策について審議
4	8/19	第3回別府市環境保全審議会の開催	市民・事業者の環境配慮指針について審議
5	10/13	第4回別府市環境保全審議会の開催	前回までの修正について検討、環境実施計画（仮称）について審議
6	11/5	第1回別府市環境保全審議会連絡協議会の開催	本計画の最終調整、環境実施計画（仮称）について再検討、答申書（案）作成について
7	11/18	第5回別府市環境保全審議会の開催	答申書（案）の最終調整
8	11/26	第2次別府市環境基本計画について答申	

資料 2 第2次別府市環境基本計画の答申書

別環審第6号
平成22年11月26日

別府市長 浜田 博 殿

別府市環境保全審議会
会長 明石 光 博



第2次別府市環境基本計画の策定について（答申）

平成22年7月30日付け別環境第4-0603号にて諮問のあった標記の件について、別府市環境保全条例第108条に基づき慎重に審議を行った結果、計画内容の修正にかかる意見もあり、これらの修正事項を織り込んだ形で、別紙のとおり意見を付して答申します。

(別紙)

1 「環境目標達成プラン」の推進等について

- ・市は、望ましい環境像「自然・湯けむり・おもてなしが築く“環境みらい都市”別府」の実現、各基本目標の達成を目指すため、市の取組みを進行管理し、新設した「環境目標達成プラン」を着実に実行していくことを求める。
- ・計画の持続的推進にあたっては、まず市民や事業者が環境問題に関心を持ち自ら環境保全活動を行うことが大切なため、環境新聞やホームページなどの情報伝達媒体を活用し環境情報の提供を進めること。また、多様な環境パートナーシップを通じて、環境保全団体の有機的につながりを積極的に進めること。

2 「環境目標達成プラン」の策定について

市の施策を計画的に、着実に実行していくためには、施策の成果目標を示す必要があるため、施策の定量的な目標値を示す環境目標達成プランを新設すること。

また、その計画上にある成果目標値については、わかり易い表記に努めるとともに、社会情勢等を鑑み柔軟な対応を行うこと。

3 市の取り組む施策について

- ・本市は阿蘇くじゅう国立公園をはじめ多様な自然環境を有しているため、その自然環境を保全し活用しながら、自然と調和した豊かな地域づくりを推進すること。
また、湯けむり景観や風情ある温泉街などの歴史的文化的環境にも配慮したまちづくりを進めること。
- ・別府市観光基本計画、別府市都市計画マスタープランや別府市緑の基本計画の各種事業計画と総合連携させ、「ふらっと歩きたくなるまちづくり」の推進に努めること。
- ・環境負荷の少ない循環型社会、低炭素社会の構築を目指し、環境にやさしいエコライフスタイルの推進、適正な廃棄物処理や新エネルギーの有効活用などに努めること。
- ・基本目標「参加」の中に、新たに「環境美化の推進」の項を設け、積極的に市民が参加できる仕組みづくりに努めること。

- ・次世代を担う子どもたちに健全な環境保全意識を持ってもらうため、環境教育及び環境学習の推進に努め、市民・事業者・行政・教育機関が連携しながら積極的な展開を図ること。

4 市民・事業者が行う環境配慮指針について

- ・「ふらっと歩きたくなるまちづくり」や植林運動をはじめとする市民・事業者・行政が一体となって実施する取組みについては、特に環境配慮指針を示して市が誘導し活動が行い易い取組みとさせること。
- ・市民や事業者が行う環境配慮指針については、各主体にとって理解しやすい内容とすること。

5 計画書の作成について

第2次計画書の策定にあたっては、その中身が市民や事業者には十分浸透し理解を得ることが重要であることから、文言の表現や注釈など一般の方にもわかり易い計画書とするとともに、その周知や広報について積極的な活用を求める。

なお、本審議会の審議で提言のあった内容や市民から寄せられた意見に配慮し、各施策や事業の実施にあたり参考とされたい。

あ 行

【ISO14000 シリーズ】

国際標準化機構 (International Organization for Standardization) は 1947 年にロンドンで創設された国際的な標準規格を制定、普及促進させる機関である。日本は 1952 年に日本工業標準調査会が加盟している。ISO は、この機関によって認定された様々な分野の国際的な諸規格である。

ISO14001 などの 14000 シリーズは、環境管理に関する以下に記す 7 分野の総称で、ISO14001 は「環境マネジメントシステム」の「仕様及び利用の手引き」に関する規格である。

- ISO14000 シリーズ
環境マネジメントシステム
- ISO14010 シリーズ
環境監査
- ISO14020 シリーズ
環境ラベル
- ISO14030 シリーズ
環境パフォーマンス評価
- ISO14040 シリーズ
ライフサイクルアセスメント (LCA)
- ISO14050 シリーズ
用語と定義
- ISO14060 シリーズ
森林マネジメント

【アイドリング・ストップ】

大気汚染防止を目的として、自動車の駐・停車中の不要なアイドリングを自粛すること。環境庁では平成 8 年度環境月間を契機に全国的な実践行動としての「アイドリングストップ運動」を提唱している。

【アジェンダ 21】

「環境と開発に関する国連会議」において、採択された「持続可能な開発のための人類の行動計画」をいう。今後、各国政府をはじめ、地方公共団体、労働界、産業界、科学的・技術的団体、NGO 等の様々な社会構成主体が、21 世紀に向けてともに連携しつつ、着実に実行に移していくべき様々な課題が 40 章にわたって述べられている。

【アメニティ】

魅力ある環境、快適な環境、あるいは環境の快適さ、等と表現される。元来はイギリスにおいて「環境衛生、快適さと環境美、保存の 3 つの相を持つ複合概念」として、都市計画の基本的な思想を表すものとされてきた。わが国では、1977 年の OECD による日本の環境政策に関する報告書が「公害克服後の環境政策に対する真の社会要請はアメニティの増大にある」と指摘し

たことを契機として、環境政策の重要な課題として「アメニティの創造」が強調されるようになった。

【維管束植物】

緑色植物のなかまの 1 つ。体中に維管束を持つ植物の総称で、シダ類及び種子植物をさす。維管束とは、茎・葉・根などの各器官を貫いて分化した条束状の組織系で、水分や体内物質移動の経路となる。

【ウォーターフロント】

海岸、河岸等の水辺空間、水に面する地域のこと。

【NPO】

NPO とは Non Profit Organization (民間非営利組織) の略称であり、法人格をもった、公共サービスをしている民間非営利組織のこと。日本では平成 10 年に特定非営利活動促進法により法制化された。保健・医療・福祉や環境保全、災害救援など 17 の分野で活動する団体が含まれる。

【オゾン層】

オゾン層は、地球を取り巻く厚さ約 20 km のオゾンを多く含む層で、生物に有害な紫外線の多くは、この層で吸収される。近年、フロンガス等の影響により、オゾン層が破壊され、オゾンホールという現象が南極をはじめ、高・中緯度地域で毎年拡大している。このため、地上に達する有害な紫外線の量が増え、皮膚がんの増加や生態系への影響が懸念される。

か 行

【合併処理浄化槽】

生活雑排水とし尿を合わせて処理する浄化槽をいう。公共用水域に流れ込む汚れの量は、単独処理浄化槽と比べ 8 分の 1 に減少させる性能があり、下水道終末処理施設と同程度の処理水が望める。

【環境カウンセラー】

環境保全に関する活動を行おうとする市民や事業者などに、自らの知識や経験を活用して助言等を行う人材を、環境カウンセラーとして登録し、一般に公表することにより、市民や事業者などの環境保全活動を推進することを目的に、環境庁が実施する制度。

【環境基準】

人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。公害対策を進めていく上で、行政上の目標として定められる

ものであり、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音について定められている。直接、工場等のばい煙や排水、騒音の発生を規制する規制基準とは違う。また、国民の健康を適切に保護できる、十分に安全性を見込んだ水準で定められていることから、この基準を超えたからといって、すぐに健康に悪い影響が現れるというものではない。例えば、水質に係る環境基準には、「人の健康の保護に関する環境基準」「生活環境の保全に関する環境基準」、騒音に係る環境基準には、「騒音に係る環境基準」「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」「航空機騒音に係る環境基準」がある。

【環境基本計画】

環境基本法第 15 条に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的・長期的な施策の大綱などを定めている。21 世紀半ばを展望して、環境政策の基本的な考え方と長期的な目標を示すとともに、その実現に向けて、21 世紀初頭までの国の施策と地方公共団体、事業者、国民、民間団体に期待される取り組みを体系的に明らかにし、各主体の役割、政策手段のあり方などを定めている。

【環境基本法】

四半世紀の間続いた公害対策基本法にかわって、平成 5 年 11 月に新しく制定された環境に関する最上位法。今日の環境問題に適切に対処していくためには、社会経済活動や生活様式を見直しなが、多様な手法を活用することが必要である。環境基本法はこうした観点から環境政策を進めるための新たな枠組みとなるものである。

【環境教育】

人間の活動による自然破壊や環境への負荷が問題となっている現代において、環境の重要性を認識するとともに、環境を保全するための行動が必要であるという意識を広げていくことを目的として、学校、家庭、企業等を通じて行う教育のことをいう。

【環境と開発に関するリオ宣言】

1992 年 6 月にブラジルのリオデジャネイロで開催された「環境と開発に関する国連会議」(UNCED: 別名「地球サミット」)において、「持続可能な開発を実現するための行動原則」として採択された。

それまで、環境と開発は対立するものとしてとらえられる傾向があったが、このリオ宣言では、「環境保全は開発過程の一部としてみなすべきであり、開発から独立したものと考えすることはできない」とされ、環境と開発を結合する視点から議論された。また、地球環境問題の責任については、先進国と途上国との間での議論の焦点の一つとなったが、「地球環境の悪化への異なった寄与の観点から、各国は共通のしかし差異のある責任を有する」とし、先進国も途上国も共通して地球環境保全の責任を有するが、

責任の取り方において先進国と途上国は差異があるという認識が示された。

【環境配慮指針】

地域における環境保全や創造を図る上で、地域の土地利用に係わる行為を行う際に、市民・事業者・市などの各主体が配慮すべき事項を定めた指針。

【環境への負荷】

人間の活動が環境に与える悪影響。「環境基本法」第 2 条第 1 項において、「環境への負荷」とは、人の活動により環境に与えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものと定義されている。汚染物質等が排出されることによるもの以外にも、動植物等の自然物が損なわれることによるもの、自然の景観が変更されることによるもの、また、二酸化炭素のように徐々に蓄積して支障を招く可能性のあるものも含まれている。

【環境保全型農業】

農業が有する物質循環型産業としての物質を最大限に活用し、農業が持つ環境保全機能を一層向上させるとともに、環境への負荷をできるだけ減らしていくことをめざすタイプの農業のこと。具体的には、化学肥料や農薬に大きく依存しない、家畜ふん尿などの農業関係排出物をリサイクル利用するなどの取り組みがあげられる。

【環境マネジメントシステム】

環境マネジメントシステムとは、企業等の事業組織が法令等の規制基準を遵守することにとどまらず、自主的・積極的に環境保全のためにとる行動を計画・実行・評価することをいう。そのため、①環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、②これを実行、記録し、③その実行状況を点検して方針等を見直す一連の手続きを「環境マネジメントシステム」という。また、こうした一連のシステムの中で、自主的な環境管理に関する計画等の点検作業が「環境監査」と呼ばれる。なお、このシステムの国際規格(ISO 14000 シリーズ)が、1996 年 9 月 1 日に正式に発行され、それを受けて、我が国でも 10 月 20 日に JIS 化された。

【協働】

まちづくりや環境に関する協力体制を示す言葉で、ここでは市民・事業者・行政が、環境改善についてともに考え、ともに取り組みを進めていくことを表す。

【グラウンドワーク】

1980 年代に英国の都市周縁部(アーバンフリンジ)で始まった、パートナーシップによる地域での実践的な環境改善活動。地域を構成する住民・企業・行政の三者が協力して専門組織(グラウンドワークトラスト)を作り、身近な環境を見直し、自らが汗を流して地域の環境を改善

していくもの。グラウンドワークには、自然環境や社会活動における「よりよい明日に向かっての環境改善活動」とわたしたちの生活における「現場での創造活動」という意味が込められている。

【グリーン購入】

市場に供給される製品・サービスの中から環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。

【公害対策基本法】

1967年8月に制定され、初めて大気汚染・水質汚濁などの典型7公害を公害として定義し、公害の原因となる事業者・国・地方公共団体の責務、環境基準の設定などを定めた。従来、発生源の工場について個別に問題視していた規制基準を、一定地域を単位とした環境基準で規制し、公害防止の責任を事業者に限って、防止事業の費用負担の原則を規定した。この法律をうけて、1970年の公害国会では、大気汚染防止法など公害14法が制定・改定され、翌1971年には統一的な公害行政を行うため環境庁が設置された。本法は、1993年11月には廃止され、環境基本法にとって代わられた。

【光化学オキシダント】

大気中の窒素酸化物や炭化水素が、太陽光線によって複雑な光化学反応を起してつくられるオゾン、PAN（パーオキシアセチルナイトレート）などの酸化性物質の総称を光化学オキシダントといい、光化学オキシダントによる大気汚染を光化学スモッグという。特に夏期、日ざしが強く、温度が高く、風の弱い日に発生しやすく、その影響は、目がチカチカする、ノドが痛くなるなどの人的影響のほか、視程障害、植物の葉の組織を破壊するなど広域にわたる。

【公共用水域】

水質汚濁防止法では、「河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他の公共の用に供される水路（下水道法に規定する公共下水道及び流域下水道であって、終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）と定義されている。処理場のない下水道は公共用水域となる。

【交通需要マネジメント（TDM）】

自動車利用者の交通行動の変更を促すことにより、都市または地域レベルでの道路混雑を緩和する手法の体系であり、狭義にはピーク時間帯での一人乗り車通勤を減らすための交通関連施策として捉えられている。例えば、自動車の効率的利用（共同輸配送等の新しい流通体系の導入や相乗り等の促進等）、手段の変更（公共交通の利便性向上）、時間の変更（フレックスタイムなどの導入による交通量の平滑化）等。

【コージェネレーション（熱電力供給システム）】

一つのエネルギー源から熱と電気など二つ以上の有効なエネルギーを取り出して利用するシステムのことで、たとえば、石油や天然ガスなどの燃料を燃やして得た熱をピストン・エンジンやガスタービンなどを用いて動力や電力に変換し、その排熱（未使用熱）をプロセス蒸気や冷暖房、給湯などの熱源として利用するシステムである。これらのシステムでは、総合熱効率が80%以上になる。

【こどもエコクラブ】

環境省が全国の小中学生を対象に加入を呼び掛けている、自主的に環境に関する学習・活動を行うクラブで、数人から20人程度の仲間とその活動を支える大人（サポーター）で構成される。環境庁では、クラブの子ども達が地域の中で楽しみながら環境に関する学習・活動を展開できるよう、環境学習プログラムや分かりやすい環境情報の提供等を行っている。

【コンポスト化】

家庭から排出される生ごみや下水汚泥、家畜のふん尿等の有機物を原料に微生物の働きで発酵、分解して堆肥とすること。

さ 行

【酸性雨】

主として石油、石炭などの化石燃料の燃焼により生ずる硫酸酸化物や窒素酸化物などが大気中で硫酸や硝酸に変化し、雨等に溶けて生じるpHの低い降水物をいう。広義には、霧や雪を含む湿性沈着及びガスやエアロゾルの形態で生じる乾性沈着を含める。

【COD】

COD（Chemical Oxygen Demand；化学的酸素要求量）とは、水中の有機物を酸化剤によって酸化する際に消費する酸素量であり、代表的な海域の水質指標として用いられている。

値が高いほど有機物等が多量に含まれており、汚濁度が高いことを示す。

【自然エネルギー】

石油や石炭によるエネルギーは大気汚染や地球温暖化の原因となる物質を排出し、環境に負荷を及ぼす。これに対して、太陽エネルギー、風力エネルギー、バイオマスエネルギー、潮力エネルギーなどは、環境への負荷が少ないことから自然エネルギーまたはクリーンエネルギーと呼ばれている。

【自然環境保全法】

昭和46年に環境庁が設置されたのを機に、国土全般にわたる自然環境の保全の基本方針を明らかにすることなどを目的に制定された法律である。自然環境保全法は、自然環境保全基本

方針の閣議決定、自然環境保全基礎調査の実施等の基本法的性格の部分と自然環境保全地域等の指定の実施法的性格の部分の2つからなる。

【湿地の保全】

過湿であるため、陸生の植物が生育できずこれに適した湿生植物が生育している。人為的影響が広範囲に及んでいる今日では、湿地そのものが減少していることから、湿生植物も貴重になっており、生物多様性の維持という観点から保全が求められている。

【種】

生物分類の最も基本的な単位。種の多くは形態の特徴の違いだけでなく、繁殖の際の独立性（他の集団の間で繁殖・交配しないこと）や地理的な分布、遺伝的特性なども考慮して決められている。

【循環型社会形成推進基本法】

廃棄物対策とリサイクル対策を、総合的・計画的に推進するもの。ポイントは以下の点にある。

・ごみの処理やリサイクルの取り組みの優先順位をはじめ法律で定めた。

①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分との優先順位

・国、地方公共団体、事業者及び国民の主体の責務を明確にした。

①事業者・国民の「排出者責任」を明確化。

②生産者が、自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則を確立。

・循環型社会の形成のための国の施策を明示。

①廃棄物等の発生抑制のための措置

②「排出者責任」の徹底のための規制等の措置

③「拡大生産者責任」を踏まえた措置（製品等の引取り・循環的な利用の実施、製品等に関する事前評価）

④再生品の使用の促進

⑤環境の保全上の支障が生じる場合、原因事業者にその原状回復等の費用を負担させる措置等

【植生】

ある地域に成立している植物の集団。

【親水空間（親水公園）】

水辺に近づく、水を活かした環境整備。水にふれ親しむことができる空間、公園。

【水源かん養林】

森林が有している機能で樹木、落葉及び森林土壌の働きにより、降水を効果的に地中に浸透させ、長期にわたり貯留、流下することにより、洪水調整、渇水緩和等河川流量の平準化を図る。

【生態系】

ある地域に生息する生物群集（同じ場所で生活しているいろいろな種の個体群）とそれを取り巻く無機的環境（気象・土壌・地形・光・温度・大気など）をあわせたひとつのまとまり。

【生物多様性条約】

1992年5月に採択され、2009年12月10日現在、日本を含む192カ国とECがこの条約に入り（米国は未締結）、生物多様性の保全、持続可能な利用及び遺伝資源利用から生ずる利益の公正な配分を目的とし、具体的な取り組みが検討されている。2010年10月にはその第10回締約国会議（COP10）が名古屋で開催され名古屋議定書と愛知目標が採択された。

た 行

【第1次産業、第2次産業、第3次産業】

業態の似かよった各活動分野の単位。第1次は農林水産業、第2次は鉱業・建設業・製造業、第3次は運輸・金融・商業・サービス業など。

【ダイオキシン類】

ダイオキシンとは、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシンのことをいい、塩素数及び置換位置により75種の同族体が存在するが、これらのうち、2, 3, 7及び8の位置が塩素置換した異性体の毒性が最も強い。ダイオキシンと同様の性質を持つ化合物にポリ塩化ジベンゾフランがあり、塩素数及び置換位置により135種の同族体が存在する。ダイオキシンとポリ塩化ジベンゾフランを総称して、ダイオキシン類と呼んでいる。

慢性毒性では皮膚炎、肝臓障害、奇形児やがん発生が懸念される。ごみ焼却場において廃棄物中の塩化ビニル樹脂や有機塩素製品などを燃やしたときにダイオキシンが生成されることが確認されている。

【地球温暖化】

地球の温度は、太陽の日射熱と地球から宇宙へと放出される熱とのバランスにより一定を保っている。ところが、大気中には地球から放出される熱を逃がしにくい二酸化炭素、メタン、フロン、亜酸化窒素などの温室効果ガスが含まれている。これらが増えすぎると、宇宙空間へ放出される熱が地表面に戻され、地上の気温が上昇すること。

【地球温暖化防止京都会議（COP3）】

2000年以降の地球温暖化対策の国際的な取り組みと、先進諸国の具体的な温室効果ガス削減目標について、法的拘束力のある議定書を取りまとめることを目的とし、1997年12月1日～10日にかけて、京都において開催された。最終的には、CO₂をはじめとする6種類の温室効果ガスを対象とすること、2008～2012年にいわゆる

西側先進諸国全体で1990年比5.2%の削減を行うこと（日本6%、米国7%、EU8%）などを決めた「京都議定書」が採択された。

【窒素酸化物】

石油や石炭などの窒素分を含んだ燃料の燃焼により発生する。窒素酸化物は高温燃焼の過程でまず一酸化窒素（NO）の形で生成され、これが大気中に放出された後、酸素と結びついて二酸化窒素（NO₂）となる。この反応はすぐに起こるものでないことから、大気中ではその混合物として存在している。二酸化窒素は高濃度で、呼吸器に好ましくない影響を与える。

【低公害車】

大気汚染物質の排出や騒音の発生が少ない、従来の自動車よりも環境への負荷が少ない自動車の総称。主に、ガソリンや軽油にかわる燃料をエネルギーとする自動車のことで、電気自動車、メタノール車、天然ガス車をいう。また、制動時に生じる運動エネルギーを電気または油圧ポンプに回収蓄電・蓄積する補助動力を備えたハイブリッド車も低公害車である。

【透水性舗装】

舗装帯の貯留と路床の浸透能力によって、雨水を地表へ浸透させる舗装のことで、雨水の流出抑制や地下水のかん養などの効果がある。

な 行

【内分泌かく乱化学物質】

動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える体外から取り込まれる物質をいう。ダイオキシン、DDT、PCB、ポリ塩化ジベンゾフランなどの有機塩素系物質、ポリカーボネート樹脂の分解生成物ビスフェノールAなど、女性ホルモンのエストロゲンと酷似した作用がある物質が指摘されている。環境ホルモンは生物によって分解されないため長期間にわたり環境中に残留し、生物に取り込まれると体内に蓄積して外界に比べて高濃度になる（生物濃縮）。しかも食物連鎖を通して上位の捕食者になればなるほど生物濃縮が進み、ホルモンの分泌異常を起こして正常な代謝機能を攪乱し、生殖機構を破壊するなど深刻な症状を引き起こすといわれている。

【二酸化窒素】

石油や石炭などの窒素分を含んだ燃料の燃焼により発生する。高温燃焼の過程でまず一酸化窒素の形で生成され、これが大気中に放出された後、酸素と結びついて二酸化窒素となる。呼吸器系に好ましくない影響を与える。

は 行

【パートナーシップ】

市民、行政、企業、NPO等の各主体が公平で平等な関係を築き、公平な役割分担のもとに連携して環境保全に取り組むこと。

【BOD】

BOD（Biochemical Oxygen Demand；生物化学的酸素要求量）とは、水中の有機物を好気性バクテリアが酸化分解するのに要する酸素量であり、代表的な河川の水質指標として用いられる。値が高いほど有機物等が多量に含まれており、汚濁度が高いことを示す。

【ビオトープ（Bio-topo）】

ドイツ語で「ビオ」は生物、「トープ」は場所を指し、「野生生物の生息空間」を意味する。なお、ビオトープは生態学的には生物の生息に必要な最小単位の空間のこととされている。一般にはトンボ池などある程度のまとまりのある生息地としてやや緩やかな意味で使われ、さらに地域的な広がりをもつ生息空間などとして、幅広く使われる場合もある。

【フェアトレード】

フェアトレード（公正貿易）は、開発途上国の生産者の経済的自立の支援につながり、環境への負荷を与えず環境を自らの手で管理できるように、商品先進国の消費者が購入し、途上国の生産者が正当な利益を得よう保証する貿易形態。商品は手織り・手編み・草木染めの衣類、無/低農薬および有機栽培の食品、手すきの非木材紙や再生紙を使った製品、野生の豊富な素材を使った手づくりの日用雑貨などが多く、より多くの生産者たちに雇用を生み出すことで生活と環境を守ることに繋がっていくものである。

【浮遊粒子状物質（SPM）】

大気中に浮遊する粒径が10μm以下の物質。ディーゼル車の排出ガス、工場のばい煙、道路粉塵等が主な原因とされ、人の気道や肺胞に沈着し、呼吸器疾患を起こす。環境基準が定められている。

【フロン】

我が国のみが使用している呼び名で、炭化水素に塩素、フッ素が結合した化合物（フルオロカーボン）をいう。スプレー噴霧剤、冷却剤、潤滑剤、殺菌剤、溶剤などとして使われる。上層大気中で分解されたとき放出する塩素がオゾンと反応するので、オゾン層を破壊することが知られている。

【ポケットパーク】

「ベストポケットパーク：vest pocket park」の略で、チョッキのポケットほどの公園という

意味である。わずかなスペースを利用して都市環境を改善しようとするものである。

ニューヨーク・マンハッタンのペーリーパークが祖といわれ、都心部の中高層ビル街の一角につくられる小さな公園をいうことが多い。この種のポケットパークは、都市計画法に基づく特定街区や建築基準法に基づく総合設計などによる公開空地などが該当する。

最近では、密集した住宅地の中にもうけられた小公園をポケットパークということも多い。こうしたポケットパークは、市街地住宅密集地区再生事業や地区環境総合整備事業などによって整備される。

や 行

【容器包装リサイクル法】

家庭から排出されるびん、缶、袋などの容器包装は、容積でゴミ全体の約6割、重さで約2～3割と相当部分を占めており、これらの容器包装のリサイクルはゴミの量を減らす上で大きな効果がある。このため、容器包装のリサイクルを進めるため、容器包装リサイクル法が平成7年6月に制定されている。

容器包装リサイクル法では、消費者は、缶、びんなどの容器包装を地域によって決められた方法で種類別に分けて排出、市町村は種類別に分別収集する役割を担い、容器包装のメーカー及び容器包装を使った商品を販売したメーカーは分別収集されたものを再商品化する義務を負うこととされている。

ら 行

【ライフスタイル】

生活様式、生きざま。大量生産・大量消費・大量廃棄型社会の今日では、自分に合った生活様式、多様な生活様式が好まれ、このような個性的な生活様式（ライフスタイル）が環境問題との関わりが深い。

【リサイクル (recycle)】

再循環させること、再生利用することという意味から、もう一度資源として利用し再生して使用することを意味する。

【リデュース (reduce)】

減少する、下げるという意味から、ゴミの発生源となる行動を抑制し、根本からゴミの減量をすること。

【リユース (reuse)】

再び利用すること、再利用を意味することから、製品をそのまま、もしくは修理するなどして再び使用すること。

【ローカルアジェンダ 21】

1992年の地球サミットにおいてリオデジャ

ネイロ宣言を遵守・実行するために採択された行動計画「アジェンダ 21」を基本として、地方公共団体における持続可能な開発の実現に向けた行動計画。アジェンダ 21は、貿易・貧困・人口・健康など経済社会問題、大気・水質・森林などの資源保全の方法、自治体・産業界・NGO・技術団体などの役割、資金や技術の移転、国際法の整備などについて、40章115項目にわたって具体的な取り組み方を定めたもの。地球サミットでは、「1996年までに、各国の地方公共団体の大半は『ローカルアジェンダ 21』について合意形成すべきである」とされている。

別府市環境基本計画（第2次）

発行年月：平成23年3月

発行：別府市 生活環境部 環境課

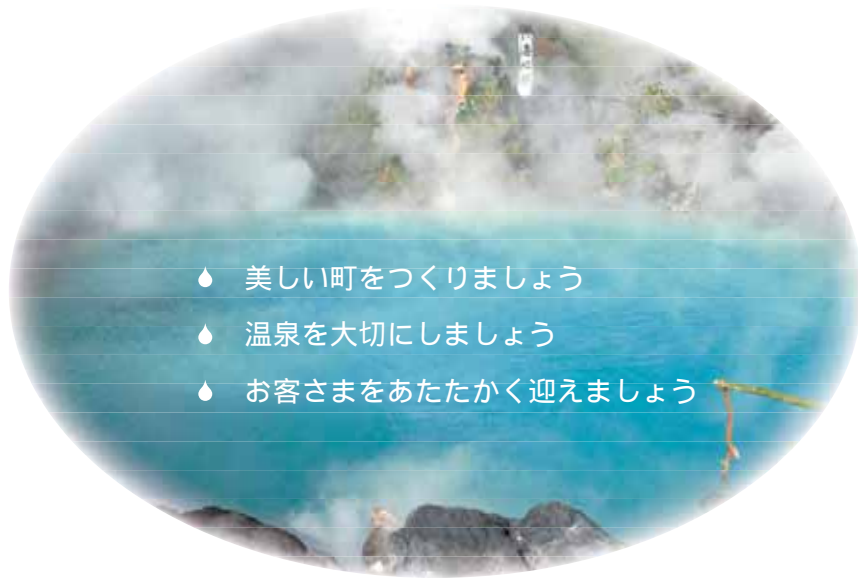
〒874-8511 大分県別府市上野口町1番15号

TEL(0977)21-1134

FAX(0977)21-1105

E-MAIL:env-le@city.beppu.oita.jp

印刷所：大屋印刷有限会社



- ◆ 美しい町をつくりましょう
- ◆ 温泉を大切にしましょう
- ◆ お客さまをあたたかく迎えましょう

別府市民憲章（昭和 43 年 1 月 1 日制定）